

素 案

# 第2次いなべ市地域福祉計画

~~みんなの力でいきいき笑顔~~

~~支え合いと安心のまち いなべ..~~



平成 24 年 3 月

いなべ市



# 目 次

---

総 論 .....	1
第1章 地域福祉計画策定にあたって .....	2
1. 地域福祉計画策定の背景 .....	2
2. 地域福祉とは .....	3
第2章 計画の基本的な考え方 .....	4
1. 計画策定の目的 .....	4
2. 計画期間 .....	4
3. 計画の位置づけと法令等の根拠 .....	5
第3章 いなべ市の現状 .....	7
1. 統計データによる本市の現状 .....	7
(1) 人口の推移 .....	7
(2) 自然動態と社会動態の推移 .....	8
(3) 総世帯数と平均世帯人員数の推移 .....	9
(4) 生活保護の被保護者数の推移 .....	9
(5) 障がい者数の推移 .....	10
(6) 認定者数の推移 .....	11
2. アンケート調査 .....	12
(1) アンケート調査の概要 .....	12
(2) アンケート調査の結果報告 .....	13
3. 地域懇談会 .....	21
(1) 地域懇談会の概要 .....	21
(2) 地域懇談会の結果報告 .....	22

第4章 計画の基本理念等 .....	30
1. 基本理念 .....	30
2. 基本目標 .....	31
(1) 地域福祉を担う人づくり .....	31
(2) ふれあい、支え合いの地域・ネットワークづくり .....	31
(3) 安心して生活できる環境づくり .....	31
3. 施策体系図 .....	32
II 各論 .....	33
第1章 取組みの方向 .....	34
1. 地域福祉を担う人づくり .....	34
(1) 地域を支える担い手の発掘・育成 .....	34
(2) 人権・福祉教育の推進 .....	36
(3) 地域を伝える情報提供体制の整備 .....	38
2. ふれあい、支え合いのネットワークづくり .....	39
(1) 支え合いのまちづくり .....	39
(2) 地域交流の促進 .....	41
(3) 多様な活動団体同士の交流の促進 .....	43
(4) 総合的な相談支援体制 .....	44
(5) 防犯・防災体制の構築 .....	46
(6) 権利擁護の推進 .....	48
3. 安心して生活できる環境づくり .....	50
(1) 健康づくりの推進 .....	50
(2) 日常生活への支援 .....	51
(3) 福祉サービスの充実 .....	52

第2章 計画の推進体制 .....	54
1. 市民、関係団体、事業者、行政等の協働による計画の推進.....	54
(1) 市民、ボランティア、N P Oの役割.....	54
(2) 民生委員・児童委員の役割 .....	54
(3) 社会福祉協議会の役割 .....	55
(4) 社会福祉事業者の役割 .....	55
(5) 行政の役割 .....	55
(6) 連携の機会 .....	55
III 資 料 編 .....	57
1. 用語説明 .....	58

# I 総 論

# 第1章 地域福祉計画策定にあたって

## 1. 地域福祉計画策定の背景

近年、少子高齢化の進行や障がいのある人の増加、核家族化などによる家庭機能や地域社会のつながりの希薄化などを背景に福祉ニーズが増大しています。さらに、「福祉」の概念自体の変化や、地方分権の推進により、市民の主体的な活動がより一層求められており、公的サービスだけでなく、身近な地域を中心に、地域全体で、防犯や防災なども含めた生活全般における支援をしていくことが必要となっています。

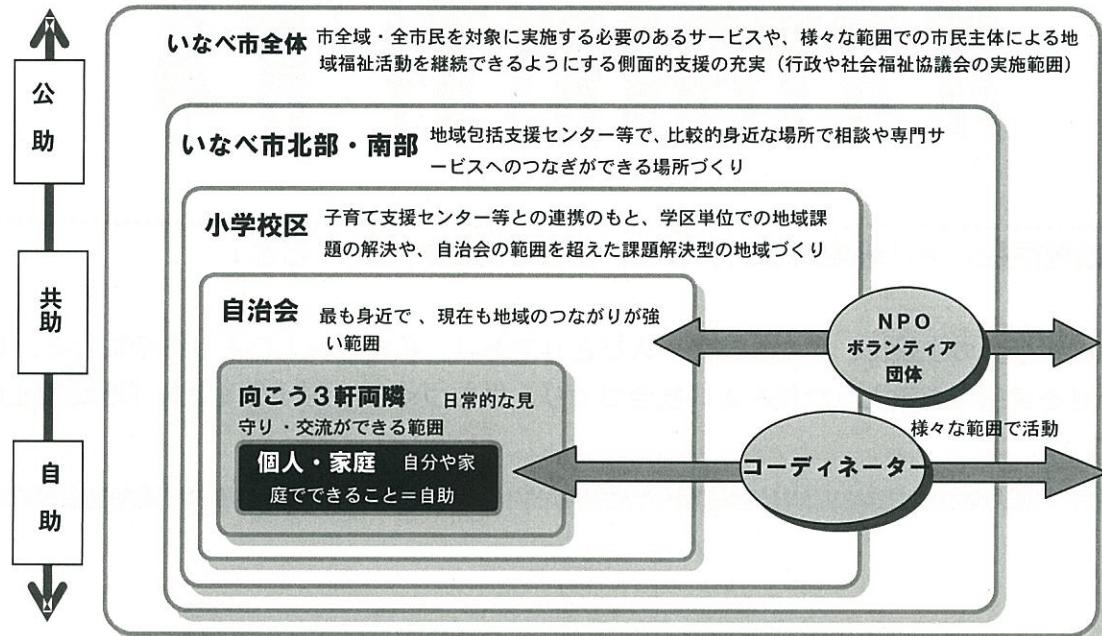
近年の地域福祉を取り巻く課題として、制度の谷間にいる人の問題や市民ニーズの多様化による公的な福祉サービスの限界、ホームレスなど社会的排除者の問題などが明らかになってきました。より一層の地域福祉活動の推進にあたっては、行政や、地域福祉の推進主体である社会福祉協議会、団体・事業者や地域が相互に協力し合っていくことが求められます。

また、厚生労働省「これから地域福祉のあり方に関する研究会」の報告（平成20年3月）によると、行政に対し、地域福祉計画に住民の新たな支え合いを位置づける、地域福祉計画の作成にあたって住民が参画する仕組みを作る、地域福祉活動の内容にふさわしい圏域を設定する、また、コーディネーターや拠点など住民の地域福祉活動に必要な環境を整備する、といった今後強化すべき役割があげられています。

いなべ市（以下「本市」）においても、家族間、地域間での関係の希薄化や高齢者や障がい者の増加にともなう課題解決への対応、東日本大震災の影響から地域防災力の向上等が求められており、より重層的な支援体制の構築が重要です。

以上のことから、いなべ市地域福祉計画を策定します。

### ■ 本市における重層的な支援体制の整備



## 2. 地域福祉とは

(社会福祉法 第3条 「福祉サービスの基本的理念」)

福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(社会福祉法 第4条 「地域福祉の推進」)

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

地域には、子どもから高齢者、障がいの有無、国籍に関わらず様々な人たちが住んでおり、「福祉サービスを必要とする地域住民」は特定の人に限られたものではありません。地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスのみならず地域に住んでいる人たちが主役となって取り組むしあわせづくりです。



「地域福祉」 = 「地域のしあわせを、みんなで築いていくこと」

「地域福祉」の主役は、私たち市民一人ひとりであり、私たち一人ひとりの手による、しあわせを実感できるような住みよい社会づくり、まちづくりに向けた取組が「地域福祉」です。

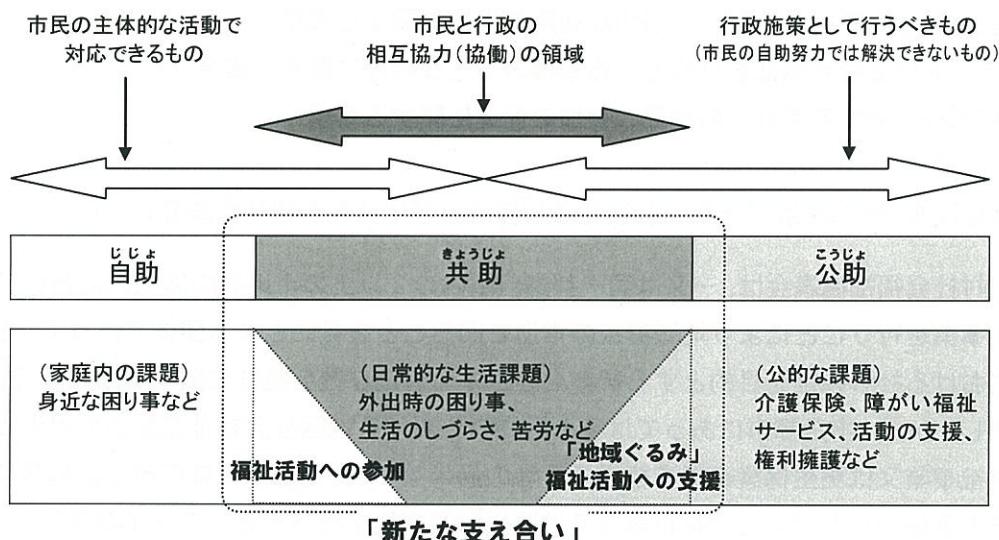
## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画策定の目的

いなべ市地域福祉計画（以下「本計画」）は、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するための計画です。市民一人ひとりを大切に思い、人と人とのつながりを大事にし、地域の持てる力を強め活かし、共に助け合い、お互いを認め合いながら支え合う地域づくりをめざすものです。

そして、市民・福祉団体・行政等がそれぞれの役割の中で、お互いに力を合わせられる関係をつくり、協働しながら自助・共助・公助の視点もふまえて、「地域ぐるみの福祉」の推進を図ることを目的として策定します。

#### ■ 「自助」「共助」「公助」の関係図



### 2. 計画期間

本計画の計画期間は、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間とし、社会情勢等に対応するため必要に応じて計画の見直しを行います。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
第 1 次地域福祉計画					第 2 次地域福祉計画				
今期改定→					次期改定→				

### 3. 計画の位置づけと法令等の根拠

本計画は、いなべ市総合計画を上位計画とした個別計画であり、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけられるものです。

また、策定にあたっては、本市の各種計画や国・県の関連する計画との整合性を図っています。

#### (社会福祉法 第107条 「市町村地域福祉計画」)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

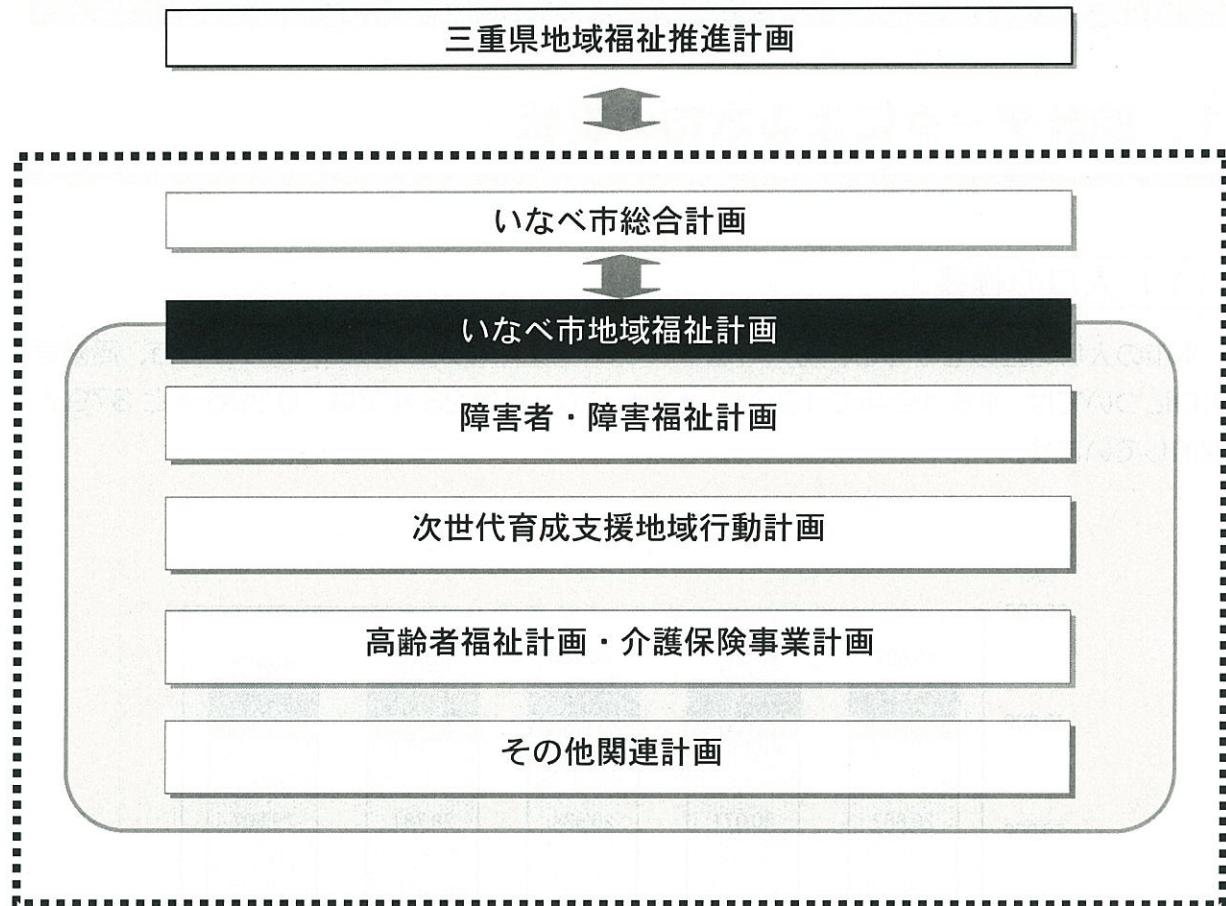
1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

#### (社会福祉法 第109条 「市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会」)

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

■ 計画の位置づけ

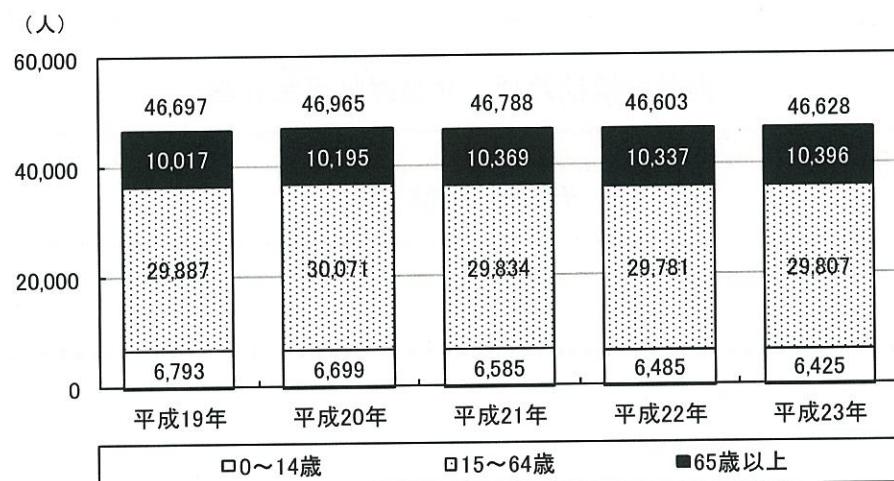


## 第3章 いなべ市の現状

### 1. 統計データによる本市の現状

#### (1) 人口の推移

本市の人口の推移をみると、総人口は平成 20 年以降減少傾向にあります。一方、高齢者人口については、平成 19 年で 10,017 人でしたが、平成 23 年では 10,396 人と 379 人増加しています。



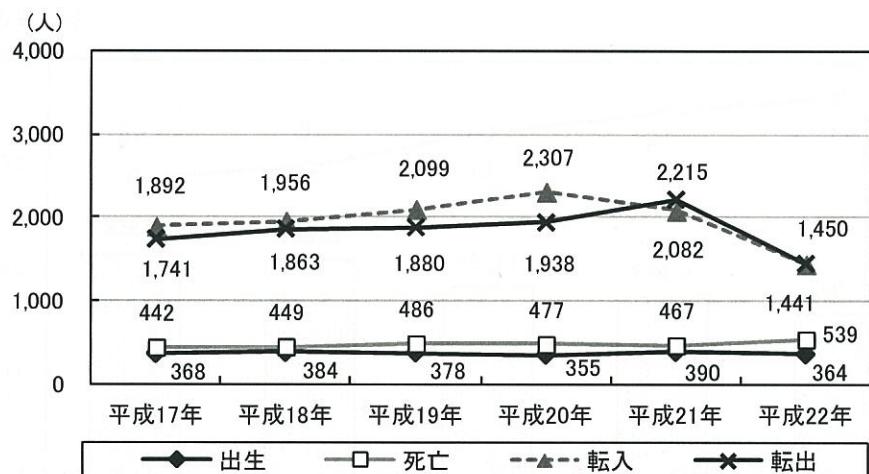
資料：住民基本台帳・外国人登録人口（各年 10 月 1 日）

	総人口	年少人口		生産年齢人口		高齢者人口	構成比
			構成比		構成比		
平成 19 年	46,697	6,793	14.5%	29,887	64.0%	10,017	21.5%
平成 20 年	46,965	6,699	14.3%	30,071	64.0%	10,195	21.7%
平成 21 年	46,788	6,585	14.1%	29,834	63.8%	10,369	22.2%
平成 22 年	46,603	6,485	13.9%	29,781	63.9%	10,337	22.2%
平成 23 年	46,628	6,425	13.8%	29,807	63.9%	10,396	22.3%

## (2) 自然動態と社会動態の推移

本市の自然動態と社会動態の推移をみると、自然動態では平成17年以降、死亡数が出生数を上回る状態が続いており、平成22年では175人減少しています。

社会動態では、平成20年まで転入が転出を上回る状態が続けていましたが、平成21年からは転出が転入を上回る状態が続けています。



資料：企画部 広報秘書課

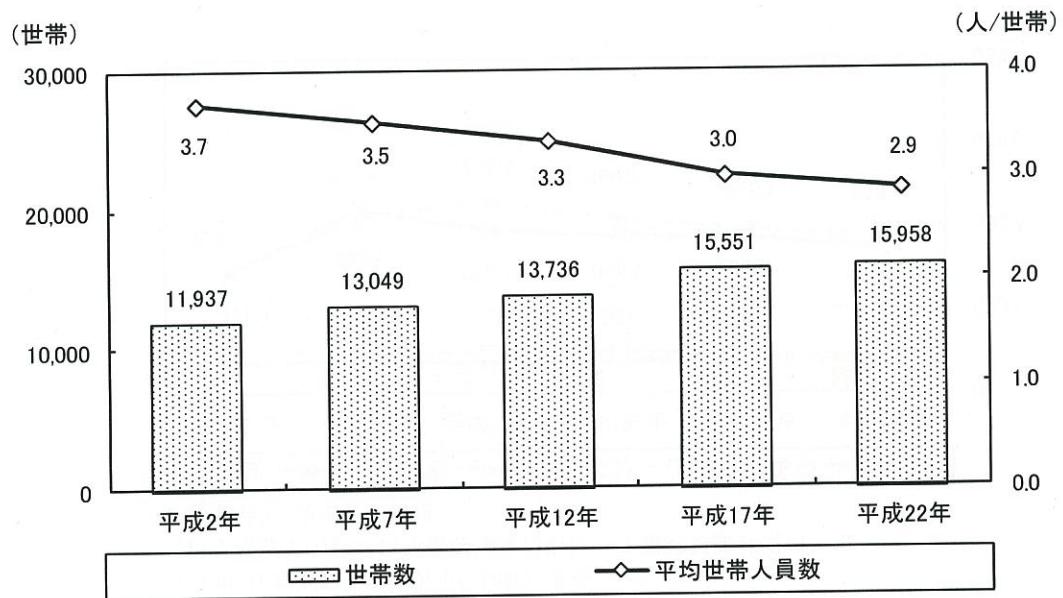
※人口推計調査結果より（住民基本台帳人口・外国人登録人口）

各年（前年10月1日～当年9月30日）

	自然動態			社会動態		
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減
平成14年	384	423	-39	1,854	1,821	33
平成15年	372	383	-11	1,754	1,805	-51
平成16年	377	432	-55	1,798	1,708	90
平成17年	368	442	-74	1,892	1,741	151
平成18年	384	449	-65	1,956	1,863	93
平成19年	378	486	-108	2,099	1,880	219
平成20年	355	477	-122	2,307	1,938	369
平成21年	390	467	-77	2,082	2,215	-133
平成22年	364	539	-175	1,441	1,450	-9

### (3) 総世帯数と平均世帯人員数の推移

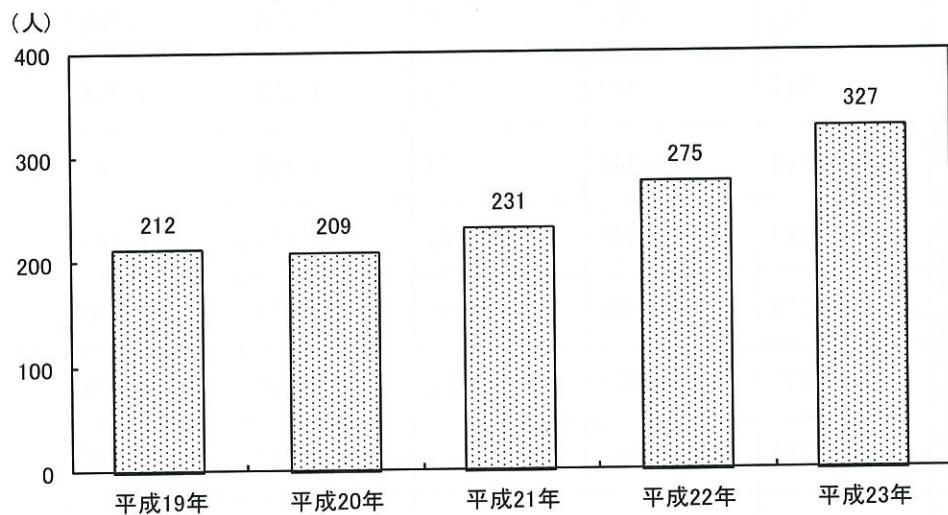
本市の総世帯数と平均世帯人員数の推移をみると、総世帯数は年々増加しており、平成 22 年では 15,958 世帯となっています。一方、平均世帯人員数は年々減少しており、平成 22 年では 1 世帯あたり、2.9 人となっています。



資料：国勢調査

### (4) 生活保護の被保護者数の推移

本市の生活保護の被保護者数の推移をみると、年々増加しており、平成 19 年では 212 人でしたが、平成 23 年では 327 人と 115 人増加しています。

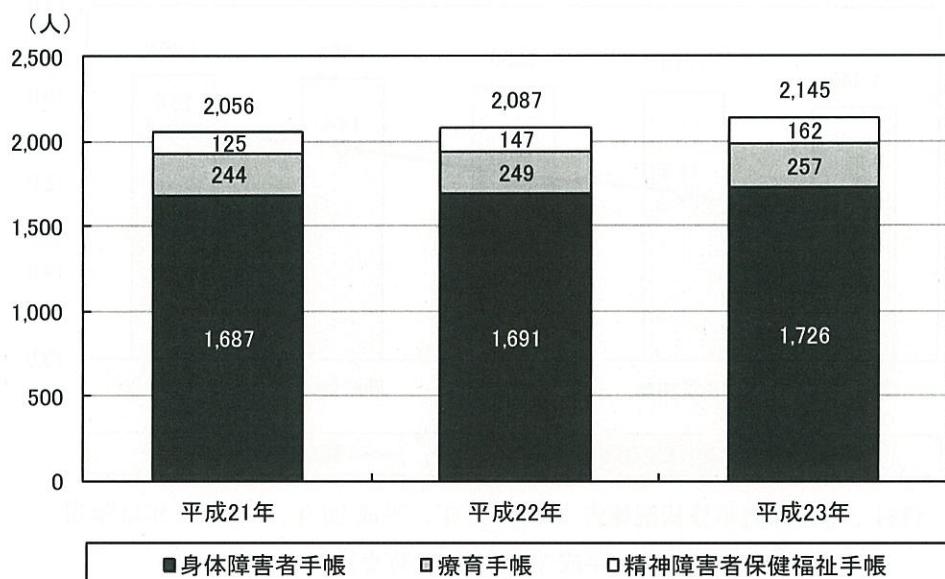


資料：社会福祉課

## (5) 障がい者数の推移

本市の障がい者数の推移をみると、年々増加しており、平成21年では2,056人でしたが、平成23年では2,145人と89人増加しています。

障害区分別にみると、精神障害者保健福祉手帳が平成21年と比較し、平成23年では37人増加しています。



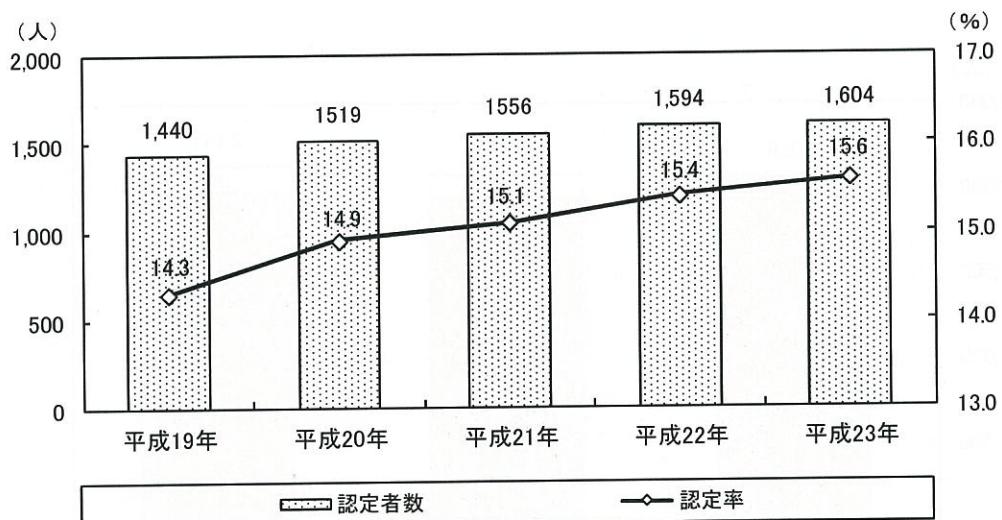
資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

	平成21年	平成22年	平成23年	平成21年と平成23年の比率
身体障害者手帳	1,687	1,691	1,726	102.3%
療育手帳	244	249	257	105.3%
精神障害者保健福祉手帳	125	147	162	129.6%
合計	2,056	2,087	2,145	104.3%

## (6) 介護保険認定者数の推移

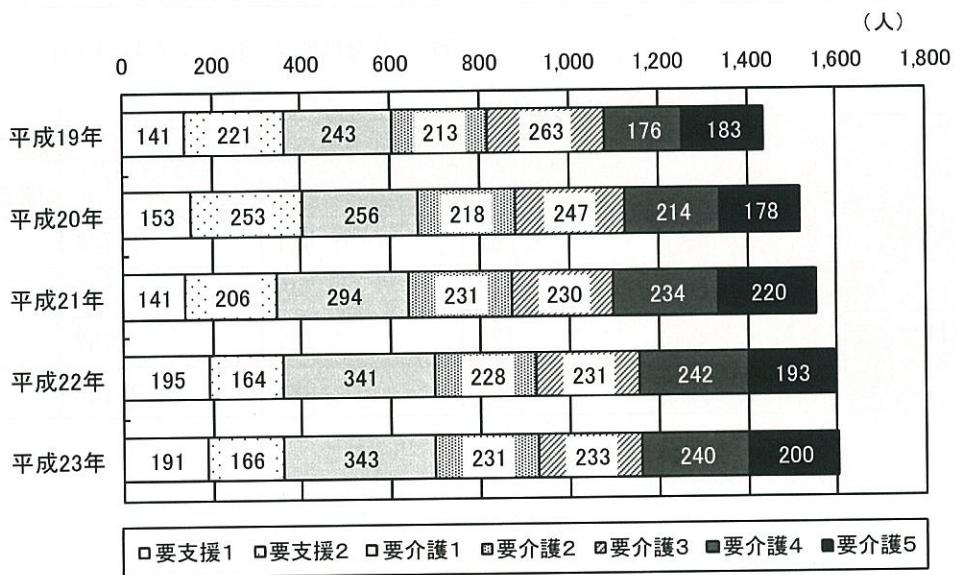
本市の介護保険認定者数の推移をみると、年々増加しており、平成19年では1,440人でしたが、平成23年では1,604人と164人増加しています。

また、認定率をみると平成19年では14.3%でしたが、平成23年では15.6%と1.3%上昇しています。



資料：介護保険事業状況報告（平成19年、平成20年、平成21年は年報

平成22年は10月、平成23年は4月時点）



□要支援1 □要支援2 □要介護1 □要介護2 □要介護3 ■要介護4 ■要介護5

## 2. アンケート調査

---

### (1) アンケート調査の概要

本調査は、市民のみなさまの福祉への考え方、地域活動への参加意向などの実態を把握するとともに、意見、提言を抽出し、平成23年度に行う本計画の見直しの参考資料とする目的で実施しました。

- ・調査地域 : いなべ市全域
- ・調査対象者 : いなべ市在住の20歳以上の市民2,000人
- ・調査期間 : 平成23年7月25日～8月15日

#### ■配布回収数

配布数 (A)	回収数 (=C+D)	有効回収数 (C)	無効回収数 (D)	有効回収率 (=C/A)
2,000	972	965	7	48.3%

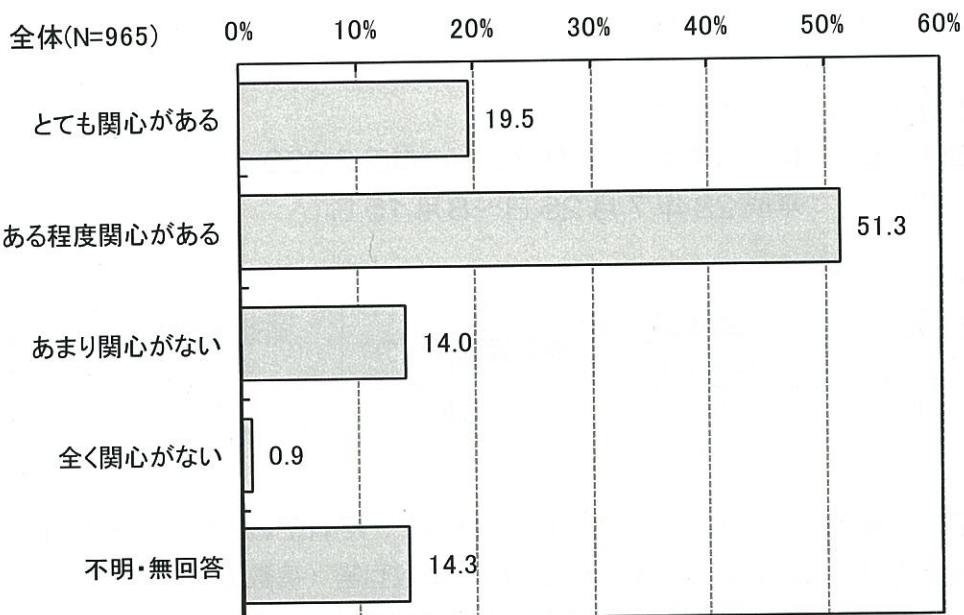
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100%にならない場合があります。このことは、本報告書内の読み取り文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

## (2) アンケート調査の結果報告

### ◆あなたは「福祉」に関心をおもちですか。(ひとつだけ○)

「福祉」への関心について、「とても関心がある」が 19.5%、「ある程度関心がある」が 51.3%で、合わせて 70.8%となっています。また、「あまり関心がない」が 14.0%、「全く関心がない」が 0.9%で、合わせて 14.9%となっています。

(単数回答)

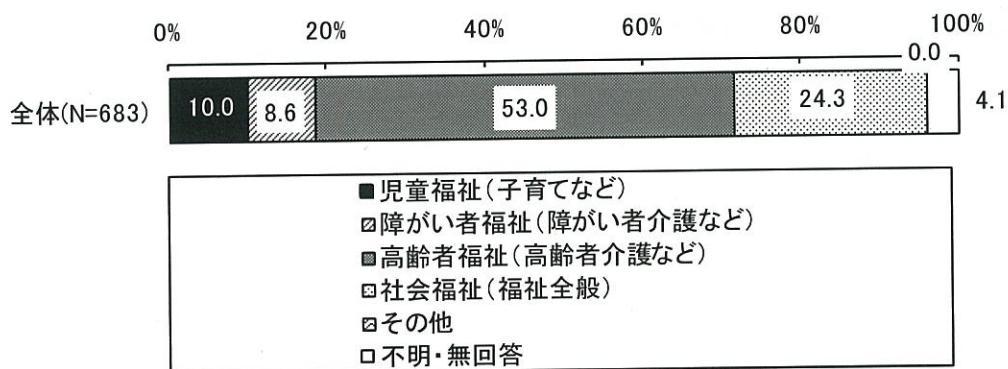


### ◆どの福祉の分野にいちばん関心をおもちですか。(ひとつだけ○)

※「1 とても関心がある」「2 ある程度関心がある」と答えた方への設問

福祉分野への関心について、「高齢者福祉（高齢者介護など）」が 53.0%と最も高く、次いで「社会福祉(福祉全般)」が 24.3%となっています。

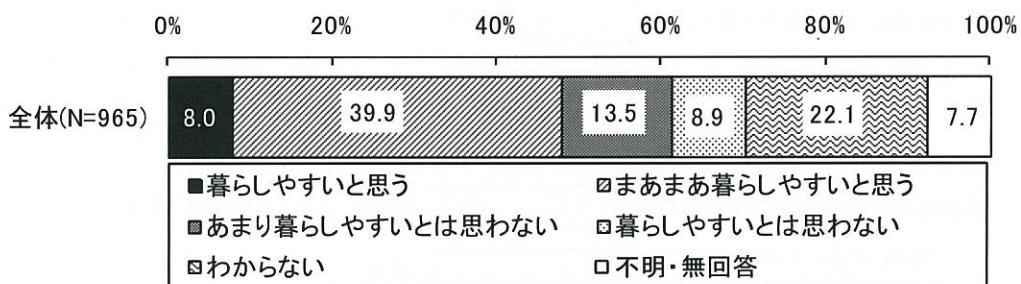
(単数回答)



◆いなべ市は子どもや高齢者、障がいのある人などにとって暮らしやすいまちだと思いますか。  
(ひとつだけ〇)

いなべ市が子どもや高齢者、障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思うかについて、「暮らしやすいと思う」が 8.0%、「まあまあ暮らしやすいと思う」が 39.9%で、合わせて 47.9%となっています。「あまり暮らしやすいとは思わない」が 13.5%、「暮らしやすいとは思わない」が 8.9%で合わせて 22.4%となっています。

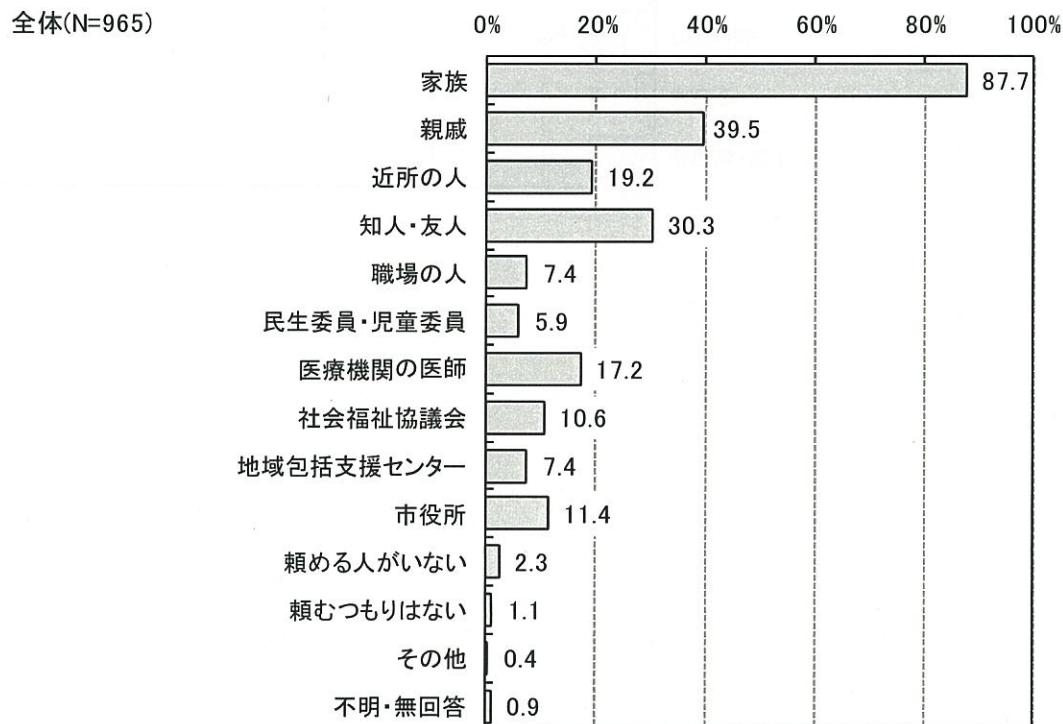
(単数回答)



◆あなたは、暮らしの中で相談や助けが必要なとき誰に頼みたいと思いますか。  
(あてはまるものすべてに〇)

相談や助けの依頼先について、「家族」が 87.7% と最も高く、次いで「親戚」が 39.5% となっています。

(複数回答)



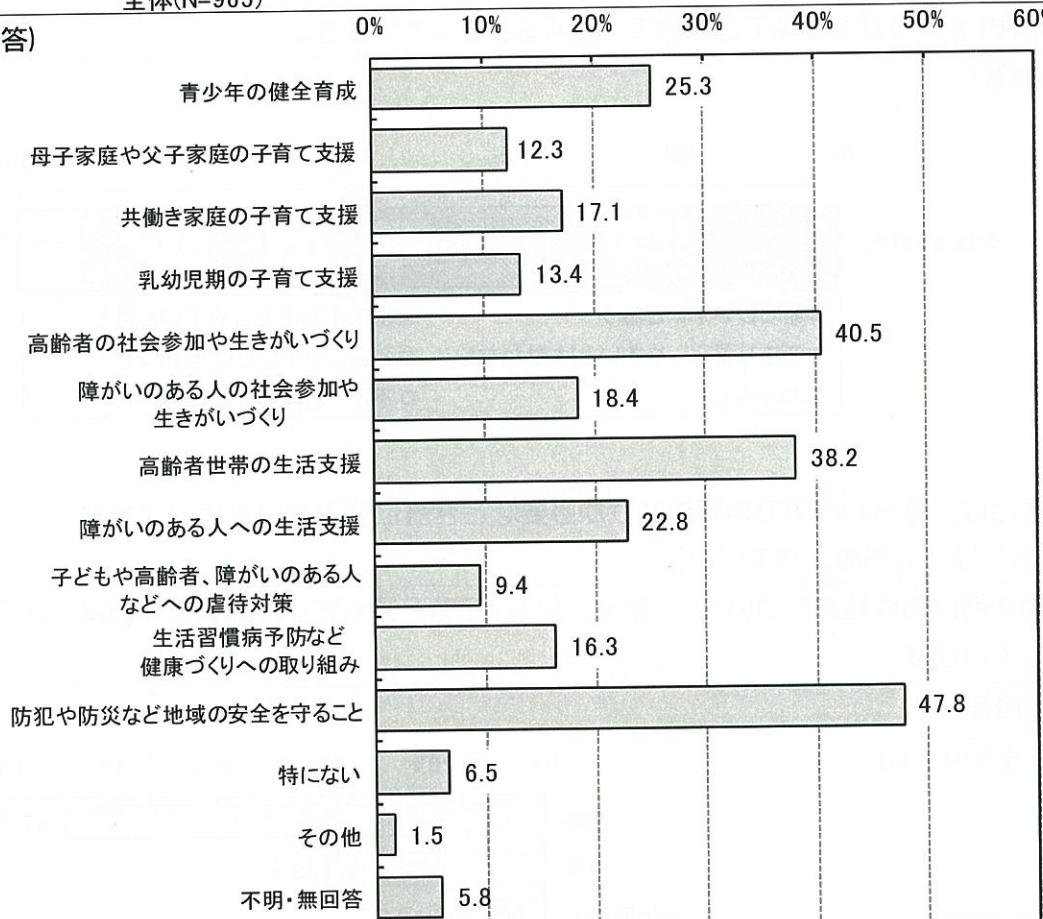
- ◆あなたの身近な地域には、地域住民が取り組むべき課題や問題としてどのようなことがありますか。(あてはまるものすべてに○)

地域住民が取り組むべき課題や問題について、「防犯や防災など地域の安全を守ること」が47.8%と最も高く、次いで「高齢者の社会参加や生きがいづくり」が40.5%となっていま

す。

全体(N=965)

(複数回答)

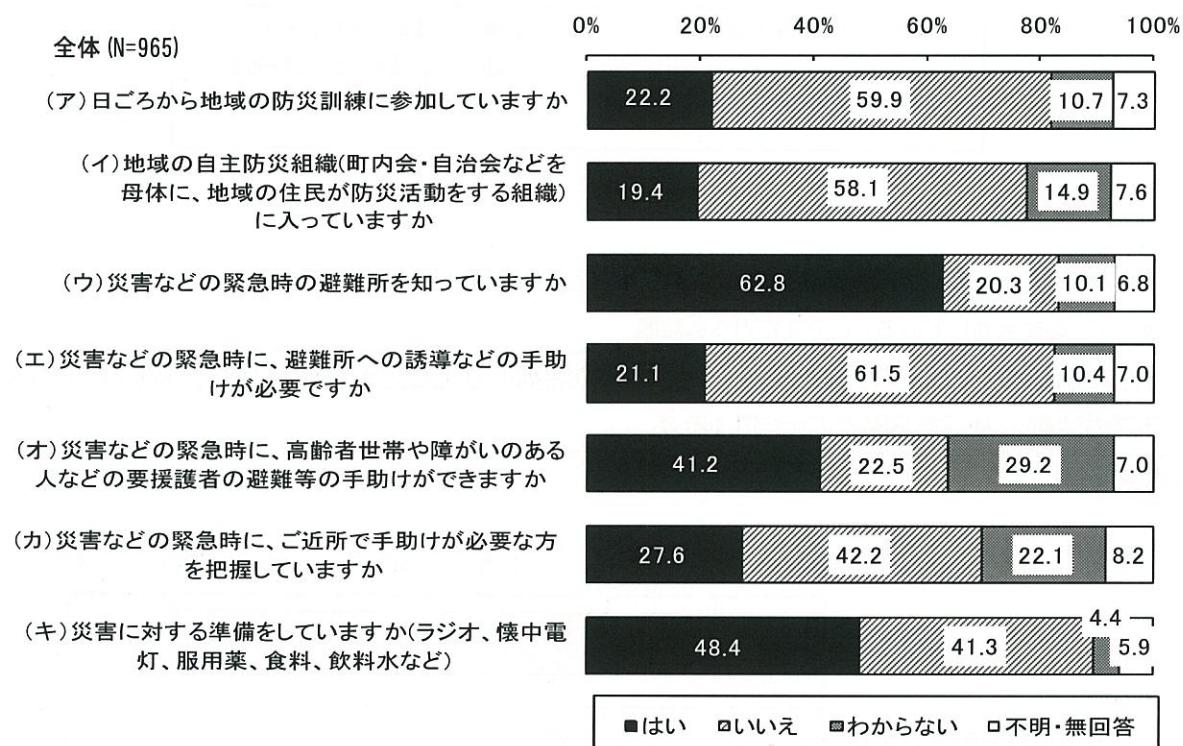


◆防災に対する日ごろからの取組みや、災害などの緊急時の対応について、どのようにお考えですか。（それぞれひとつだけ○）

防災に関して、（ウ）緊急時の避難所を知っているかについて、「はい」が 62.8%となっています。（エ）避難所への誘導時の手助けの必要性について、「いいえ」が 61.5%となってています。

また、（オ）災害などの緊急時に、要援護者の避難等の手助けができるかについて、「はい」が 41.2%となっていますが、（カ）災害などの緊急時に、ご近所で手助けが必要な方を把握しているかについて、「いいえ」が 42.2%となっています。

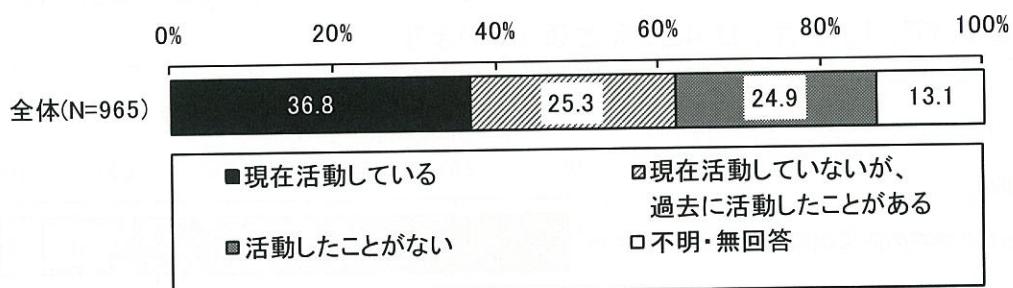
(単数回答)



◆あなたは、現在、自治会や子ども会、PTA、老人クラブなどの地域活動や公民館活動をしていますか。(ひとつだけ○)

地域活動や公民館活動しているかについて、「現在活動している」が36.8%、「現在活動していないが、過去に活動したことがある」が25.3%、「活動したことがない」が24.9%となっています。

(単数回答)

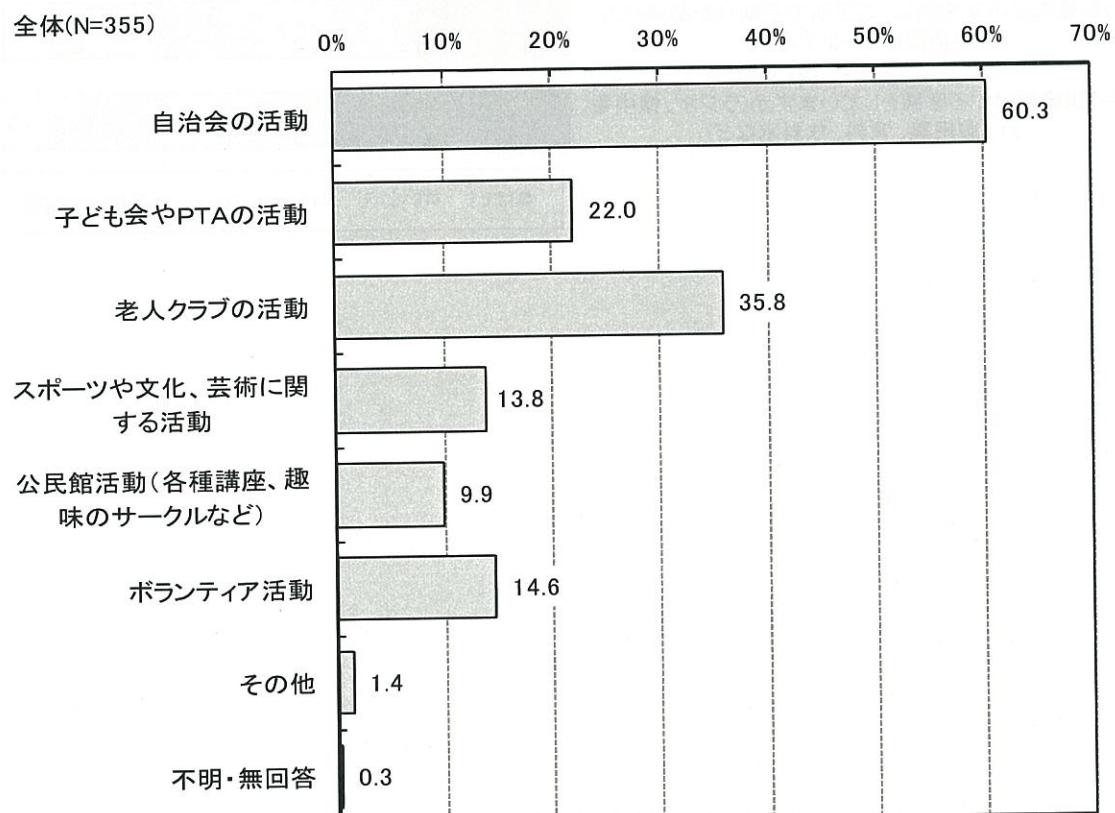


◆どんな活動をしていますか。(あてはまるものすべてに○)

※「1 現在活動している」と答えた方への設問

どんな活動をしているかについて、「自治会の活動」が60.3%と最も高く、次いで「老人クラブの活動」が35.8%となっています。

(単数回答)



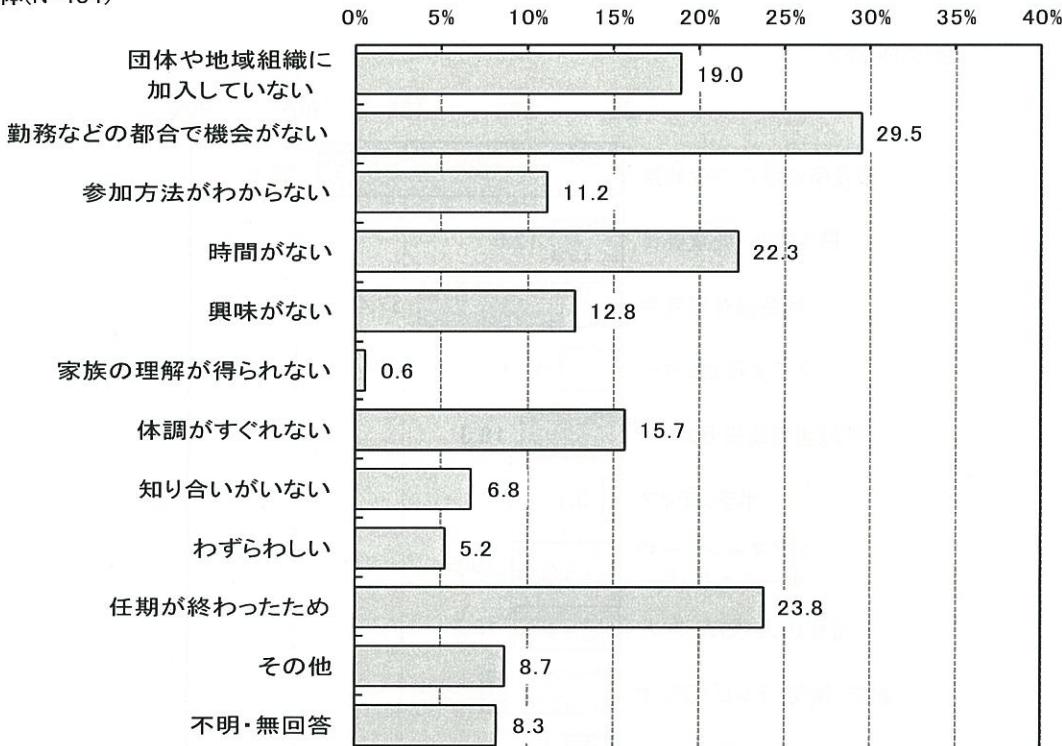
◆現在活動していない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

※「2 現在活動していないが、過去に活動したことがある」「3 活動したことがない」と答えた方への設問

現在活動していない理由について、「勤務などの都合で機会がない」が29.5%と最も高く、次いで「任期が終わったため」が23.8%となっています。

(複数回答)

全体(N=484)

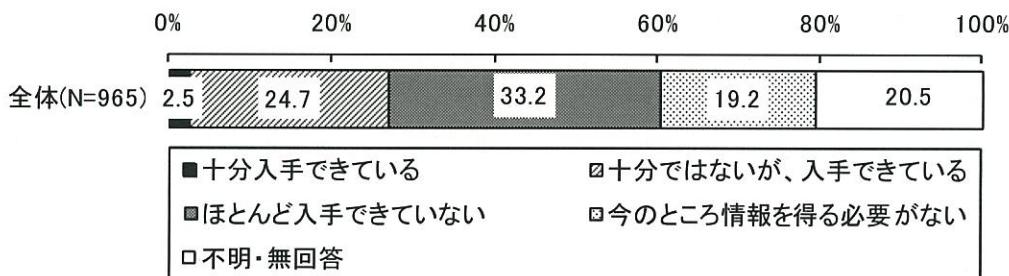


◆あなたは、自分に必要な「福祉サービス」の情報をどの程度入手できているとお考えですか。(ひとつだけ○)

「福祉サービス」の情報入手について、「十分入手できている」が2.5%、「十分ではないが、入手できている」が24.7%で、合わせて27.2%となっています。

また、「ほとんど入手できていない」が33.2%、「今のところ情報を得る必要がない」が19.2%となっています。

(単数回答)



◆あなたは、「福祉サービス」に関する情報を主にどこから入手していますか。

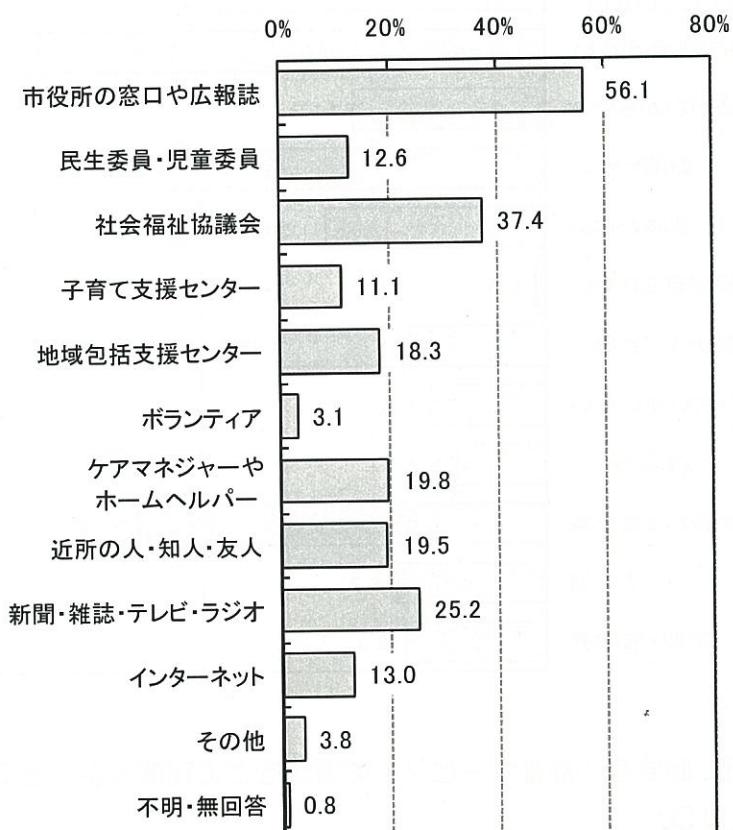
(あてはまるものすべてに○)

※「1 十分入手できている」「2 十分ではないが、入手できている」「ほとんど入手できていない」と答えた方への設問

「福祉サービス」に関する情報の入手先について、「市役所の窓口や広報誌」が56.1%と最も高く、次いで「社会福祉協議会」が37.4%となっています。

(複数回答)

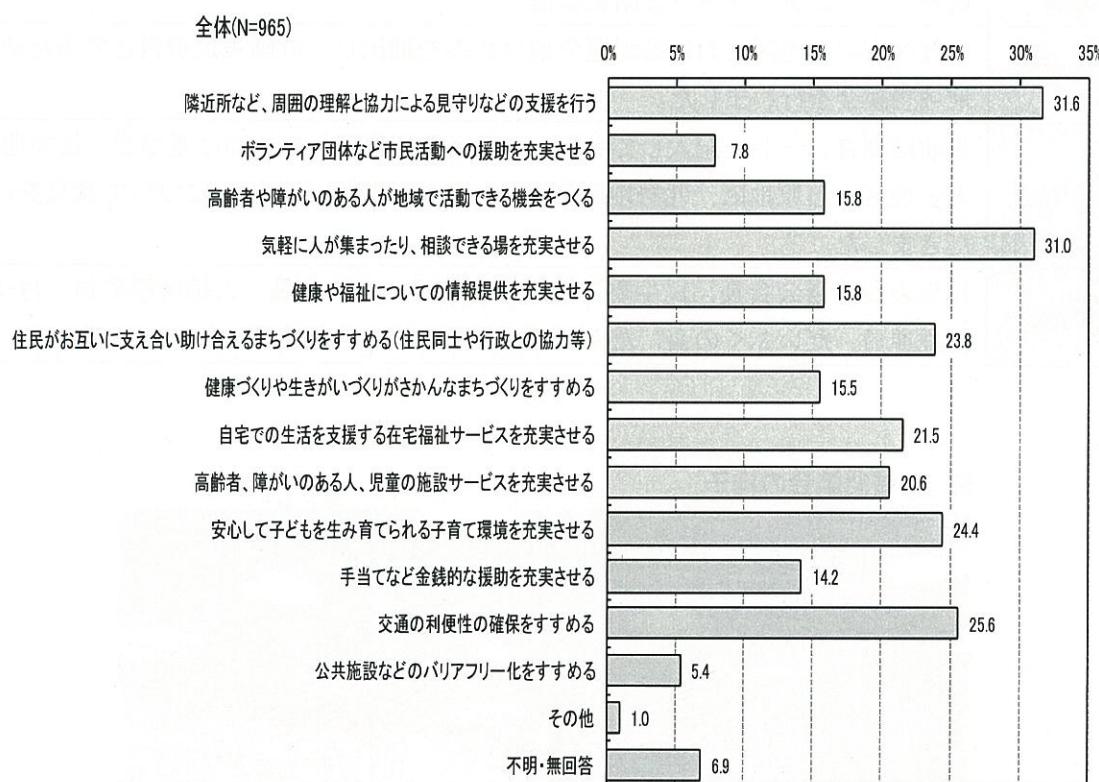
全体(N=262)



◆あなたは、いなべ市で生涯を安心して暮らしていくためには、どのような福祉のあり方が大切だと思いますか。(○は3つまで)

いなべ市で生涯を安心して暮らしていくために重要と思われる施策について、「隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの支援を行う」が31.6%と最も高く、次いで「気軽に人が集まったり、相談できる場を充実させる」が31.0%、「交通の利便性の確保をすすめる」が25.6%となっています。

(複数回答)



### 3. 地域懇談会

#### (1) 地域懇談会の概要

日時	平成 23 年 11 月 21 日 13:30~15:30
場所	員弁コミュニティプラザ 2 階集会室
実施目的	いなべ市の各地区における課題や取り組みを抽出し、計画策定資料とするため、地域懇談会を行いました。
実施方法	事前に調査シートを記入してもらい、地区別で整理したものに基づき、員弁地区、大安地区、藤原地区、北勢地区に別れて地域の課題や取組みについて意見をいただきました。
参加者	民生委員協議会会長、民生委員協議会副会長、自治会長、人権擁護委員、母子保健推進員、だいふくの会、たんぽぽ作業所、地域包括支援センター 等

#### ■ 地域懇談会の様子



## (2) 地域懇談会の結果報告

### ① 員弁地区の主な意見

#### 地域課題について

- 一人暮らし高齢者の増加。
- 高齢者見守りネットワークの機能が活用されていない。
- (高齢者が)自立して生きられる暮らしをそれから確立することが重要。
- 「だいふくの会」も61人の会員を有する団体になり、意見交換をすると、孤独が一番主流を占めている。
- 畑、寺の月例会、仏花会、コーラス、土作りの会、パン作りなど、閉じこもり防止。
- 老人会で毎月ふれあいサロンを開催し、つながりの強化。
- 防災面での心配は比較的少ない。
- 員弁町内で、盜難が頻繁に発生していて、地域ぐるみの防犯体制が薄くなっている。
- 防犯意識の向上を計る為の何らかの方策を検討中。
- 買物弱者の増加。
- 新興住宅地が増加し、他地区からの転入者の増加により自治会員との絆が希薄化。
- 鼓友会という組織をつくり、祭り、伝統文化の継承に努めている。
- 色んな集まりで、集まる者が限られている。
- 災害に対して地震・台風・火災等取り組む優先順位を決めて地区別に対応されていない。
- 人と人とのつながりが少なくなっている。(隣人、親と子、二世代間等)
- 自治会員全員が交流出来る行事(盆山曳こう、ソフトボール大会等)の開催。
- 声かけの奨励。(声かけづらいのは現状が見えづらい男性)

#### 課題に対する取組みについて

- 地域包括支援センターを中心に介護教室の意見交換や「だいふくの会」を開催することで、心のケアを行い、孤独から助ける事に繋げる。
- 防犯体制の見直しが必要。
- 「いなべ10」を活用して、市民に意識を高揚させる。
- 取組むテーマを簡素化して誰もが興味を持つ仕組みにする。
- プロジェクトを立ち上げ、過疎化対策を長期的に進めて行く。
- 「土作り」で、有機肥料(生ゴミ、エアロビン使用)を作り無農薬の野菜を作っている。
- ヨシヅヤ員弁店で「スマイルフェスタ・inいなべ」を開催。

## 連携・協力状況について

- コスモス作業所に、民生委員・児童委員を中心にボランティア活動を行っている。
- 大泉新田地区では、老人会とは別に、自主的な「ミニサロン（ナデシコの会）」が10月から月2回の予定で立ち上った。
- 「介護者家族のミニサロン（男性も女性も共に集えるような）」等の地域ごとの開催を検討。
- 「ふれあいサロン」高齢者のお食事会（70名位）のボランティアで様々な情報をいただいている。
- 障がい児者を守る会が行事を持ち、障がい児者、その家族との関わりを持つようしている。
- いなべ市活動支援団体に加入し、会員同志の交流を図っている。
- 市民活動センターに登録して、78団体と月1回意見交換。
- 行政、社協、地域がなかなかつながりきれていない。こういういろんな分野の人が集まって話す場が必要ではないか。（きめ細かい政策をすすめるには、携わった人の意見が必要だと思うので、いろんな人への声掛けが必要）

## ② 大安地区の主な意見

### 地域課題について

- 福祉施設で働く人が不足しているので地域で人材を確保できるようなシステムができるいか。
- 母子家庭、または障がい者、重度の介護保険認定者や見守りが必要な高齢者の情報提供。
- 高齢者世帯が増加しており、災害に備え、近所同士の声の掛け合いをし、普段からのコミュニティがもてる地域づくり。(例:ちょっとボランティア)
- 市内の循環バスの便数が少ないので、必要とする時間や場所に障がいを持つ人たちが行けない。
- 市内に福祉施設が多く建設され運営されていますが、情報交換や交流する場がないので利用しづらい。
- 障がい者が安心して地域で生活し続けていくためには、親なき後どこで、どのような支援を受けながら暮らしていくかが課題。
- 福祉施設で働く人材の確保。
- 災害時要援護者制度で横のつながり(各種団体との)関係を密にして欲しい。
- 災害時における安否確認の方法や避難場所が確保されていないので、災害時の不安が大きい。
- 田舎でありながら無縁社会になりつつある。
- 地域福祉に参画出来る人材の養成と発掘。
- 絆づくりで支え合う地域の盛り上がりづくり。
- 各種の団体、行政機関間との連携。
- 外国人に対して、隣人付合いと援助が必要。
- コミュニティバスに関して、高齢者等への日常生活支援として、通院の利便性向上のため運行の見直し。
- 福祉サービス内容、健康づくりへの参加とPR。

### 課題に対する取組みについて

- 元気クラブへの参加者以外の体力増進、健康講座への誘い。
- 会話をして明日を生きる。みんなと生きるたのしさを知って頂く事。
- 民生委員として、一人暮らし高齢者や高齢者世帯への見守り支援と各学校や保育園等、子育て支援センターへの活動を行っている。
- 移動支援の充実が必要。（現状では利用しづらい）
- いなべ群市障がい者施設連絡会議や自立支援協議会が開催され情報交換や研修会が行われている。
- 障がい者や老人、NPOも含んだ、いなべ市施設連絡協議会等が必要。
- グループホームを立ち上げる会をつくり活動しているが、入所更生施設や特別養護老人ホーム障がい者用のような整備の検討が必要。
- （福祉施設で働く人材の確保について）ハローワークよりも身近な場所があれば良い。また、その場所の周知。
- 施設利用者は、保護者緊急連絡網が整備されている程度で、特別支援学校に通学している児童については把握していません。
- 避難場所の特定や災害を想定した連絡訓練等は行っていません。
- 向こう三軒両隣は残ってはいるが、段々と希薄化。サロンは気を使うからと、要請がない面もある。
- 情報公開が無く、誰がSOSを出しているかが読めない。
- 人材不足。（養成講座への参加者が1～2人である）
- 現在行われている地域の行事等を出来る限り継続。

### 連携・協力状況について

- レクリエーション、昼食会、講座、趣味の展示会を実施中。（足腰の丈夫な人に限る）
- 福祉に関する説明会（自治会総会）が有効。（冊子では読まない人が多い）
- 障がい関係施設とは情報交換を行っている。
- 施設で生産・製造した食品や製品を企業や団体、学校等に協力していただき販売している。
- 毎年、市内の中学校の体験学習の受け入れや、小学校でのイベントに参加。
- ボランティアに行ってNPOとの連携を知ったり、そこを通して色々な事が見えてくるように思う。
- 児童や老人で一人暮らしの人たちとの交流を検討。

### ③ 藤原地区の主な意見

#### 地域課題について

- 少子高齢化の進行。(高齢化率 30%強)
- 一人暮らし高齢者の増加。
- 高齢者世帯への安否確認。
- 活助成金申請による高齢者対象の活動。(地区によって活動の有無が存在)
- 地域包括センター等によるデイ活動への参加者が少ない。
- 老人クラブへの働き掛けが少ない。
- 多様化する高齢者への対応と行政の方向性を知りたい。
- 元気高齢者の通院手段。
- 障がい者用駐車場・車いすマークの駐車場について検討。
- 身体機能の低下による段差での転倒事故。
- 障がい者の社会参加促進事業。
- 若者が働く雇用の場がなく定住化策がない。
- 高校や大学を卒業した子ども達が地域で生活できる職場が大切。
- 過疎化問題で特に藤原地区の若年層の減少が目立ち、地域の活性化が置き去り。
- 年に1回～2回訓練が実施されるが区民の参加が少ないと災害に対する認識が薄い。
- 災害時に夜間、休日にサイレンが鳴らない。
- 緊急時（地震等災害）の避難体制の確立。
- 公民館等が汚されている。（食べかす、吸殻、ガラスが割られている等）
- ボランティアの高齢化。
- 老若男女を問わず参加でき一生懸命になれるものを増やす。（祭の他）
- 民生委員による一人暮らし高齢者への見守り訪問。
- 福祉バスの本数の減少。
- 獣害。（猿、猪、鹿、鳥等）
- 各自治会での取組みに差がある（防災、高齢者見守り、ゴミ捨て等）。ゴミ捨ての基本ルールに違いがある。
- 買い物弱者、ゴミ出し等が困難。

## 課題に対する取組みについて

- 各サークルで活動しているグループをボランティア協議会として組織化して現在 130 余名。
- 地域の宅配サービス等の社会資源情報の収集を行っている。
- 高齢者見守りネットワーク事業の推進。
- サロンの推進。
- 一人暮らし高齢者へのふれあい弁当の配布。
- 以前よりは参加者も増えてきているが、知らない人もいるのでデイサービスの事を紹介している。
- さかもと喫茶の開催。(ボランティア活動)
- 高齢者対象のふれあいサロンの開催。
- 地区懇談会の実施にて相談にのっている。
- 地域の役割分担を編成。(高齢者支援、ふれあいサロン、子ども支援、活性化)
- 福祉バスへの要望・意見の仲介を行っている。
- 自治会が区全体での活動を進めているが、考え方が異なりかなり難しい状態。
- 地元にある企業との交流会や助け合いを考えている。
- 区民活性化への取組みが芽生えつつある。

## 連携・協力状況について

- 個別で要援護者を中心に地域ケア会議（ケース検討会）等を開き、関係者と連携・協力のネットワークを作っている。
- 地域包括支援センター、社協とボランティア（ふれあいサロン、さかもと喫茶）及び民生委員、副区長による定期的懇談。
- 他団体、NPO、ボランティア等の連携・協力はあまりない。
- 気の合った者同士で作るサークル活動がある。
- 個人的又、7～8人のグループで施設訪問を行っている。
- 「市」「地域包括支援センター」「社会福祉協議会」等に講演等の依頼。
- 地域の中で清掃ボランティアをしたり、給食ボランティアをしたり、その一員としての活動をしているが、民生委員として他団体と協力していることは少ない。地区敬老会の計画、準備会等は行っている。

#### ④ 北勢地区の主な意見

##### 地域課題について

- 少子高齢化に伴う在宅介護力の低下。
- 高齢者、一人暮らし高齢者の増加。（子供達は故郷を出て独立する核家族化による高齢者世帯の増加）
- 一人暮らし高齢者、日中独居、障がいの方々の多くが話し相手を望んでいる。
- 一人暮らしの方の偏りがちな食生活。
- ふれあいサロン、ミニサロン等にいつも参加される人が決まっている。
- 介護予防の必要性。
- 介護老人福祉施設、介護老人保健施設の不足。
- 介護老人保健施設の入所期間の長期化。
- 高齢者家庭へのごみ出しボランティアが必要。
- 介護保険施設サービスの不足。（介護老人福祉施設、介護老人保健施設）
- 重度障がい者のショートステイやケアホーム等で利用できる場所がない。
- 制度的な問題でもあるが、障がい程度区分で「6」と判定された方々にも幅があり、中でも医療的ケアの必要な方や発作の多い方への補助が少ない。
- 防災の訓練と講習。
- 防災対策の啓発。
- 近所づきあいが大切、お互い様を大切にイベント（守る会）等、縦横のつながりが大切。地震、災害等起きた時に力強いものになる。いなべ市要援護者台帳マップ作りにもつながる。
- 防犯の訓練と講習。
- 隣近所のつながりの希薄化。
- 昔のように井戸端会議がなくなり、田舎でも隣との関係が希薄になっているのが現状。
- 地域の伝統行事等への無関心さ。
- 地域行事等に不参加の人への呼びかけ。
- 組織間の連携というより一個人が各組織への参加を兼務し、活動が進められている。
- 各種団体の活動を兼ねており、福祉に関してもすそ野の広がりが少なく感じる。

## 課題に対する取組みについて

- 毎月1回「ふれあいサロン」「趣味の会」を開催。
- 他の地域では「地域を守る会」と称して地区民全員（子供からお年寄りまで）参加する行事をしている。
- 各行事への不参加者への呼びかけ。
- ふれあいサロン。
- 介護予防クラブにて、おしゃべり、体操、歌、ゲーム等を通じ、生きがい、健康づくり、脳の活性化を図っている。
- 健康維持のためにも食生活が大切。安否確認も兼ねて月2回の配食を行っている。件数、回数を増やしたい。
- 毎月の曜日、時間を決めお宅に伺っている。
- 訪問時の声かけはしているが、常時の実動に至っていない。
- 介護老人保健施設の増設。
- 四季の家（藤原社会福祉センター）を開設したが立地条件悪く参加者少数。
- 宿泊体験や他施設の見学等を行い将来のビジョンを模索中。
- 現在みえ防災コーディネーターで防災士の仲間といなべ自主防災立ち上げ準備中。

## 連携・協力状況について

- 各団体との連携はとれていないのが現状。
- いなべ生活習慣研究会を定期的に（6回/年）開催し、情報収集に努めている。
- 地域の医療機関、介護施設などとの連携。
- 介護老人保健施設にかけるボランティアや慰問などの受入。
- 近隣の施設と連絡会等で情報交換を行っている。
- 地域の方々へ広報を配布したり、バザー時にボランティアをお願いしている。
- 特別支援学校（きらら学園）に、実習や講師派遣を依頼。
- 阿下喜パトロール隊が防犯の活動をしており、自治会として協力できないか検討。
- 他、市町の防災ボランティア、NPO防災アドバイザーの活動等を開き、立ち上げに関しての取組みを話し合う。

## 第4章 計画の基本理念等

### 1. 基本理念

#### ～地域福祉力の向上に向けて～

本市では、いなべ市総合計画において「安心・元気・思いやりがまちの宝物『いきいき笑顔応援のまち いなべ』」を将来像として定め、市民が主役となって、多様性・個性を発揮しながら、安心で、いきいきと元気に満ちた暮らしづくりを進めています。さらに、家族のきずなを大切にし、人々がふれあい、支え合うあたたかな地域づくりに取り組んでいます。

近年、少子高齢化や核家族化の進展などに伴い、ひとり暮らし高齢者における問題や、高齢者・子どもへの虐待など、地域の理解や協力なしには解決できないさまざまな問題が発生しています。こうしたなかでは、人と人、人と地域のつながりを大切にし、皆の力を合わせることが必要不可欠です。

本計画は、地域のだれもがいきいきと笑顔で個性を発揮でき、相手の立場を理解し、安心できる環境で暮らしていける、市民が主役のまちづくりをめざすためのものです。さらに、市民、地域、各種福祉団体、ボランティア、行政が連携して、地域とのふれあい、支え合い、思いやりを育むことで、さまざまな社会情勢にも柔軟に対応できるような、地域福祉力の向上を目的としています。

そこで本計画の理念を、前期計画の理念「みんなの力でいきいき笑顔 支え合いと安心のまち いなべ」をふまえて、以下のように定めます。

**みんなの力でいきいき笑顔  
支え合いと安心のまち いなべ**

## 2. 基本目標

### (1) 地域福祉を担う人づくり

地域福祉の推進にあたっては、地域交流の促進とともに、地域福祉の担い手づくりが大切です。そのために、子どもから大人まで生涯を通じてお互いを思い合う人権教育や福祉教育を推進し、人材育成に努めます。また、地域活動の推進、情報提供体制の構築により、積極的な社会参加が可能となるよう支援します。

### (2) ふれあい、支え合いの地域・ネットワークづくり

地域福祉は、市民一人ひとりが地域で自分らしく安心して暮らしていくように、地域住民の力で推進していくものです。その地域に住む住民同士がともに自治を担う主体として、協働しながら住みよい地域づくりを進めていくことが必要となります。

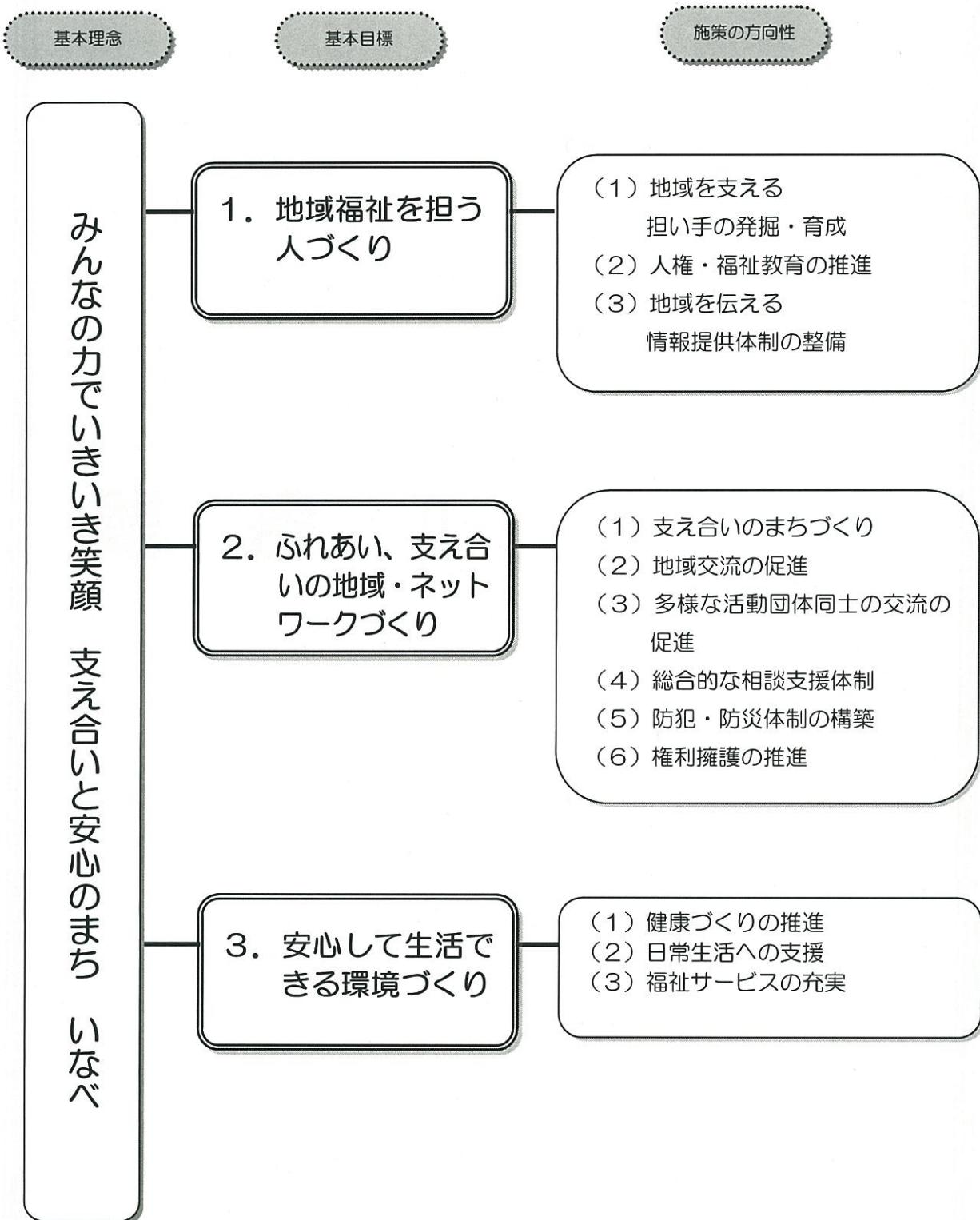
特に、現在行われている「高齢者見守りネットワーク」の取組みの一層の推進や、地域及び各種団体、医療機関などとの連携を充実させ、高齢者をはじめとした支援を必要とする方々が安心して地域で暮らすことのできる、地域包括ケア体制を構築していきます。

### (3) 安心して生活できる環境づくり

生活上の問題を解決・改善し、地域における自立した生活を支援していくためには、健康や福祉サービス、日常生活におけるさまざまな支援を充実していくことが必要です。

また、こうした生活分野における各サービスが連携し、誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けていくよう。支援します。

### 3. 施策体系図



II 各論

# 第1章 取組みの方向

## 1. 地域福祉を担う人づくり

### (1) 地域を支える担い手の発掘・育成

#### 現状、課題と方向性

社会情勢の変化、ライフスタイルの多様化により、地域での顔のみえる関係や地域交流が希薄化してきています。このような現状から、行政主体のまちづくりから地域住民主体のまちづくりが推進され、より一層地域住民の積極的な社会参画が必要となっています。

本市では、地域住民の地域活動への参加意識は高まっているものの、活動団体において担い手不足や活動資金不足等の課題が解決しておらず、担い手の高齢化も顕著になっています。

今後、担い手不足等の課題解消のために、関係団体・関係機関との連携のもと、地域資源の把握に努めるとともに、養成講座や研修会により、人材の育成・発掘を推進します。また、団塊の世代が高齢期に移行することから、その豊富な知識と経験を活かし、地域活性化はもちろんのこと、自身の生きがいづくりのために、地域活動への参加を促すとともに、障がいのある人の社会参加を促進し、全ての人が地域の担い手となり、地域住民の自発的かつ主体性のある活動を支援します。

#### ○ 主な取組み

No.	取組み	内容
①	ボランティア活動の推進	◆社会福祉協議会が設置するボランティアセンターを中核とし、ボランティア活動に関心のある人の登録を促すとともに、活動を始めやすい環境を整備します。また、潜在するニーズを掘り起こし、ボランティア意識を醸成し、活動に結び付けるよう、コーディネート機能を強化します。 ◆平成23年度から始まった「ボランティアありがとう券事業」の周知に努め、気兼ねなくボランティア活動が出来る体制を構築します。
②	ボランティアの発掘・育成	◆社会福祉協議会や各種団体と連携し、情報交換や地域資源の把握を行い、ボランティア実践者の発掘・育成をおこないます。また地域の生活ニーズに対応できる人材の育成を図るため、各種養成講座、研修会等を実施し、地域のリーダーとなる人材育成を継続して行います。

No.	取組み	内容
③	高齢者・障がい者の生きがいづくり	<p>◆高齢者や障がいのある人が、ボランティア活動を通じ、経験や知識を地域の福祉活動に活かすことで、自己実現、社会貢献ができるよう活動の場を提供するとともに、ボランティア活動への参加の呼びかけを継続します。</p> <p>◆障がいのある人が、社会活動や福祉活動に関わる機会を創出し、生きがいを持って暮らせるよう支援します。</p>
④	ボランティア団体への支援	<p>◆現在、市民活動センターに登録する82団体のうち、こども・保健・医療・福祉を主な活動と位置づけている団体は39団体あり、登録団体のうち約半数が地域福祉に貢献しています（平成23年11月1日現在）。しかし、それら団体の多くが活動資金と人材不足などの課題を抱えています。今後、これらの課題を緩和すべく支援を行います。</p>



### みんなでサポート「働く笑顔」～こんなところが“いなべブランド”～



働く意欲があってもなかなか就労に結びつかない障がいのある方を支援するため、障がいの特性や本人の希望に合わせて、仕事を体験する職場実習を行います。職場実習を通して知ることができた特性（長所・短所など）を記載した資料（アビレコ Ability Challenge Record：技能開発履歴）を作成し活用することで、会社や事業所などの支援を受けやすくなります。特徴的、先進的な事例として総務省「市町村の活性化新規施策事例」に取り上げられました。



### 地域懇談会からの声

- ・毎月ボランティア定例会を行い、情報共有や知識習得（認知症ケア、介護保険制度等）に努めている。
- ・ボランティア活動（隔週土曜日認知症予防教室）をしているので、市民活動センターからの情報で他団体の活動を知ることができている。
- ・地域福祉に参画できる人材の養成と発掘が必要。



## (2) 人権・福祉教育の推進

### 現状、課題と方向性

地域福祉を推進する上で、地域住民の理解と協力が最も重要です。市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、支え合うことで誰もがいきいきと暮らせるまちづくりが推進されます。そのため、地域住民の福祉意識醸成、福祉の心を育むため、学校教育や社会教育の場において、人権・福祉教育を推進します。

本市では、学校教育基本方針の一つに「豊かな心・確かな学力・健やかな体の育成」を掲げており、特に、人権教育・福祉教育にかかわる内容については、学校教育活動全体を通じて、人権尊重の意識と実践力を養い、教職員に対しても、研修を実施し、人権教育の充実に努めています。また、自然体験やボランティア活動等を通じて、豊かな人間性や社会性を養うことで、教育活動全体を通じて「豊かな心」を育む教育の充実を図っています。

人権は、多岐にわたった内容であり、地域に根付いていくためには時間がかかります。そのため人権・福祉教育を継続的に実施することで、子どもから大人まですべての市民が、お互いの気持ちや親切心を大切にし、お互いに思い合える社会を目指します。

### ○ 主な取組み

No.	取組み	内容
①	人権啓発活動の充実	◆一人ひとりの人権が保障され、お互いを尊重する心豊かなまちづくり、まちづくりに向けて、引き続き市民による人権機関「メシェレいなべ」等での啓発活動や地域交流活動の充実を図ります。 ◆人権尊重の理念の普及とより深い理解のため、人権啓発活動などの情報提供を情報誌 Link、市ホームページ、ケーブルテレビ等を通じて発信します。
②	福祉体験の創出	◆社会福祉協議会と学校が連携し、学校授業のなかでの体験学習や地域での福祉体験を通じ、子ども達が福祉について学べる機会を創出するとともに、引き続き充実を図ります。 ◆点字や手話教室の福祉体験を踏まえ、より専門的に学びたい、ボランティアとして活躍したい児童を中心に、実践できる環境を整備するとともに、育成を図ります。

No.	取組み	内容
③	世代間交流の創出	<p>◆地域のあらゆる世代の人達が共に助け合い、生きがいをもって生活できるよう、学校と地域が協働し、運動会や文化祭等を交流の場として利用しながら、福祉教育を推進し、各世代が共に学び、ふれあえる機会を創出します。</p> <p>◆地域のあらゆる人々の交流は、高齢者や障がいのある人にとって生きがいづくりに、子ども達にとっては社会性や協調性を養うことにつながります。そのため、学校と地域の協働により、福祉教育を推進し、高齢者の知恵や技能を活かした地域の伝統・歴史にふれる活動などで、世代間交流の促進を図ります。</p>
④	人権教育の推進	<p>◆いなべ市教育研究会を中心に、中学校区での小中連携を密に行い、人権教育を推進します。また、教育研究所講座の充実を図り、教職員の資質・指導力の向上を図ります。</p>

### 地域懇談会からの声

- ・児童や老人で一人暮らしの人たちとの交流を検討している
- ・青年世代と高齢者の交流の場が少ない。
- ・員弁ではないが、大安地区では年2～3回、世代間交流を行っている。保育士も勉強しながら参加している。地域との交流は大切。



### (3) 地域を伝える情報提供体制の整備

#### 現状、課題と方向性

多様化する福祉サービスのなかから、自分に最も適したサービスを選択できるようにするためにには、効果的な情報提供体制の充実が求められています。また、ボランティア活動やNPO活動に関する情報を周知することにより、地域活動への参加を促進します。

市役所の窓口や情報誌 Link をはじめ、パンフレット、インターネット等多様な媒体を活用し、福祉サービス・制度等の周知を図ります。

#### ○ 主な取組み

No.	取組み	内容
①	情報提供の充実	◆情報誌 Link、市ホームページ、ケーブルテレビ等による情報提供の充実を図ります。また、各関係機関や相談機関において、連携と情報の共有化を図ります。
②	適切なサービス選択への支援	◆多様化する福祉サービスの中から、自分に最も適したサービスを選択できるよう、パンフレット、インターネット等を活用し、福祉サービス制度の周知を図ります。



#### リンクでつなげよう市民の輪～こんなところが“いなべブランド”～



INNERBAY

- ①本市は、平成15年12月に員弁郡北勢町、員弁町、大安町、藤原町が合併し、新しい市の広報紙にきずな・輪・つなぎを意味した「リンク」と名づけました。
- ②表紙全面に時季の写真などを配置し、特集記事、市長コラム、めざせ！いなべ通、いなべいきいきマイタウンなどを掲載し、内容を分かりやすくタイトルにも工夫を凝らし、「伝える広報」だけでなく「伝わる広報」として、読み手が理解し、共感してもらえる広報づくりに努めています。また、情報誌 Link は、ホームページにデジタルブックで掲載し、スマートフォン、タブレット型端末に対応したものを提供しています。



## 2. ふれあい、支え合いのネットワークづくり

### (1) 支え合いのまちづくり

#### 現状、課題と方向性

だれもが安心して生活を送るために、公的なサービスだけではなく、地域全体で支え合うことが不可欠です。ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、認知症高齢者の増加により、在宅で介護する家族の負担は増大しており、早期の対策が必要です。また、東日本大震災の影響から、災害時における高齢者や障がいのある人等の災害時要援護者の適切な把握と、災害時における迅速かつ適切な対応が求められています。

本市では、高齢者支援のため、高齢者見守りネットワークを形成し、地域住民相互の見守り活動を実施しています。また、災害時における要援護者への支援のため要援護者台帳の整備を行うとともに、地域及び各種団体、医療機関などとの連携を充実させ、高齢者をはじめとした支援を必要とする方々が安心して地域で暮らすことのできるよう、地域包括ケア体制を構築します。

#### ○ 主な取組み

No.	取組み	内容
①	高齢者見守りネットワークの推進	<ul style="list-style-type: none"><li>◆認知症の理解、徘徊事故、虐待、独居や高齢者のみの世帯の増加等の高齢者問題に対応できるように、近所の人々、店、金融機関等でさりげない見守りや支援を行う高齢者見守りネットワーク事業を推進します。</li><li>◆高齢者見守りネットワークを全市的に浸透させ、住民相互に見守り支え合う「ご近所福祉 そっと支えたい」を目指し、要援護者も支援者もともに参加する地域づくりを促進します。</li><li>◆高齢者見守りネットワークにおいて、各関係機関との連絡会議等を開催し、ネットワークを広げ強化します。</li><li>◆高齢者見守りネットワークが地域に定着し、その取組みが継続して行われていくよう、家族や近隣者、関係機関等への周知啓発を図り、相談が寄せられやすい協力支援体制の強化を促進します。</li><li>◆市内の児童生徒を対象にした認知症サポーター養成講座の周知に努めます。</li></ul>

No.	取組み	内容
②	いなべ市要援護者台帳（マップ）の整備	<p>◆本市では、高齢者の方が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるよう、地域の関係機関と連携し、日頃から、身近なところでさりげない見守りが行なわれるよう各事業を実施するとともに、要援護者等の情報の共有のシステムを導入します。</p> <p>◆在宅生活で何らかの支援を必要とする人、及びその方々の地域での見守り等活動の基礎となる要援護者台帳をデータベース化し、その情報をG I Sシステムの地図情報と連動するシステムとして迅速な支援体制を構築します。</p> <p>◆日常のご近所付き合いを通して、住民が要援護者を把握し見守りを行い、要援護者を孤立させない地域、要援護者の困りごとを早期に把握できる地域づくりのために、地域サポーターの育成、ミニサロン・ふれあいサロンを促進します。</p>

### 地域懇談会からの声

- ・高齢者世帯が増加しており、災害に備え、近所同士の声の掛け合いをし、普段からのコミュニティがもてる地域づくりが必要。（例：ちょっとボランティア）
- ・見守りネットワーク作りを立ち上げて、自治会等との連携が必要。（自治会、老人会、民生児童委員）



## (2) 地域交流の促進

### 現状、課題と方向性

高齢者や障がいのある人の生きがいの一つとして、地域の人々との交流は重要です。社会情勢の変化やライフスタイルの多様化により、地域での市民の結びつきが薄れつつあるなか、あらゆる場面での地域交流が少なくなっています。人や地域同士のつながりの重要性を再認識し、隣近所同士での声かけ、地域の伝統行事への参加、あいさつ運動等、地域ぐるみの交流・連携を図っていくことが大切です。

本市では、隣近所、小地域での交流活動を促進するとともに、地域のリーダー育成のためのサロン活動や、高齢者や障がいのある人の生きがいづくりのため、ふれあいサロンやミニサロンを実施するとともに、より身近な地域での居場所づくりの形成に努めています。

また、自分の生まれ育った故郷に誇りを持ち、いなべを大切にする郷土愛を育む地域学習を行っています。

### ○ 主な取組み

No.	取組み	内容
①	隣近所間交流の促進	◆地域における日常のさりげない見守りや声かけ等を通じて、子どもから高齢者にいたるまで、全ての人が安心して住み慣れた地域で生活していくよう、顔のみえる関係を構築し、地域の「つながり」を強化します。
②	小地域間交流の活性化	◆梅まつりなど地域における祭事やイベントの継承・充実を図り、各種団体間の交流や情報交換などの活動を促進します。 ◆市民や児童・生徒と福祉施設等との交流を促進するため、福祉施設での催しなどの開催を支援します。 ◆市民感謝祭を継続して実施することで、異業種間や福祉団体と市民の交流の場を提供します。
③	郷土愛を育む学校教育の推進	◆保護者や地域住民が学校運営に深く関わり、地域に開かれた、創意と活気に満ちた特色ある学校づくりを推進します。また、引き続き、自分の生まれ育った故郷に誇りを持ち、いなべ市を大切にする心を育む地域交流及び地域学習を推進します。
④	身近な居場所づくりの推進	◆地域の集会所やセンターなど、自宅から歩いて出かけられるような身近な場所で、自治会や老人クラブ、ボランティア団体などとの連携により、ミニサロンを定期的に開催することで、身近な地域での居場所づくりを推進します。

No.	取組み	内容
⑤	ふれあいサロン 活動の充実	◆高齢者の見守りや、介護予防の実践を通じて、安心して暮らせる地域づくりを行うため、市内全域に定着しつつあるふれあいサロン活動やサロン支援者の育成、地域リーダーのサロン活動を支援します。 ◆高齢者が健康でいきいきと生活できるよう、身近な場所でのミニサロンの実施を促進します。
⑥	老人クラブ 活動の推進	◆今後、団塊の世代が高齢期に移行するため、老人クラブへ加入したくなるような、活動内容を検討し、加入促進に努めるとともに、老人クラブ活動が魅力ある自主活動となるように支援します。

### 地域懇談会からの声

- ・向こう三軒両隣は残ってはいるが、段々と希薄化。サロンは、気を使うという面もある。
- ・平成23年11月から見守り、居場所づくりの担い手である「地域サポーター育成講座」を開催。
- ・高校や大学へ出す時に、遠くへ行かないように、郷土意識を根付かせるような教育、地域政策ができたらよい。



### (3) 多様な活動団体同士の交流の促進

#### 現状、課題と方向性

本市には、さまざまな福祉活動を行う組織や団体があり、平成20年4月に開設された市民活動センターには、現在82団体が登録しています。しかし、活動団体同士が交流を通じて、情報交換や連携を図る機会は少なく、今後は各団体が個々に活動するのみではなく、連携・連動し、地域課題を共有することにより、地域活性化につなげていくことが必要です。

そのため、市民活動センターを中心として、活動団体についての情報提供を行うとともに、ホームページや広報誌などにより、活動情報の周知を図り、交流会や講座を通じて顔の見える活動につなげます。

#### ○ 主な取組み

No.	取組み	内容
①	地域活動団体の連携強化	◆自治会、民生委員協議会、老人クラブ等各種団体やボランティアなど関係団体との連携強化を図り地域福祉を推進します。 ◆NPO、ボランティアグループの活動促進につなげるための情報収集および提供を行うとともに、活動分野にとらわれず団体間の相互協力、連携が図れるよう、交流会・講座を通して、顔の見える活動につなげます。
②	地域活動拡大のための支援	◆自治会をはじめ地域の各種団体やボランティア等が自主的に取り組む地域福祉活動を支援し、その充実を図るとともに、NPOや民間企業の協力を得ながら福祉事業を推進し、地域福祉活動の拡大を図ります。
③	市民活動センターへの支援	◆市民活動支援センターを設置し、ボランティアやNPOの活動拠点とともに、総合的に地域活動を支援します。
④	情報提供・発信	◆ホームページや広報誌を発行し積極的にボランティア活動情報の周知を行います。市民活動室と連携し、生活支援など多様なニーズに対応できるよう、情報の共有化を図ります。

#### 地域懇談会からの声

- 行政、社協、地域がなかなかつながりきれていない。こういういろんな分野の人が集まって話す場が必要ではないか。



## (4) 総合的な相談支援体制

### 現状、課題と方向性

地域住民の福祉相談に対するニーズは複雑、多様化しており、地域住民が安心し、気軽に相談や支援を受けるには、地域住民が抱える課題・問題を早期に発見し、適切に対応する相談体制の充実が大切です。

本市では、地域の身近な相談員である民生委員・児童委員を中心に、地域の相談ニーズの適切な把握に努めています。また、弁護士や司法書士等の専門機関との連携を強化し、多様な相談内容にも対応できる体制を構築しています。

さらに、障害者総合相談支援センターの専門相談窓口や地域包括支援センター、家庭児童相談室を配置することにより、高齢者、障がいのある人、子育て支援に関する相談を気軽にできる体制整備を図っています。

今後は、現在整備されている相談機関等の情報が、必要としている人に届くよう周知啓発に努めます。

### ○ 主な取組み

No.	取組み	内容
①	相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>◆住民の多様な相談に対応できるよう、相談員のスキルアップに努め、相談体制の充実を図ります。</li><li>◆地域の身近な相談員である民生委員・児童委員の活動を支援するため、研修会や意見交換会などを実施します。また、各関係機関との連携を図ることにより、よりきめ細やかな相談体制の整備を図ります。また、民生委員への負担軽減を図るとともに、人員の確保に努めます。</li><li>◆弁護士や司法書士など専門機関による無料相談の充実に努め、相談内容により専門機関へつなげる事が出来るよう取組みます。</li><li>◆社会福祉協議会、及び地域包括支援センター職員のスキルアップを図り、専門性と質の高い相談体制を構築します。</li></ul>

No.	取組み	内容
②	相談内容に応じた 適切な相談窓口の 設置	<p>◆障がい者に関する総合的窓口である障害者総合相談支援センター「そういん」の周知を図り、障がい者の専門相談窓口として、多様な相談に対応するとともに、関係機関との連携を図り、それぞれの問題解決に取組みます。</p> <p>◆社会福祉協議会の心配ごと相談のなかに、障がい者の心配ごと相談日を組み込み、障がい者相談員による相談を実施しています。制度の周知を図るとともに関係機関との連携強化に努めます。</p> <p>◆高齢者に関する総合的窓口である地域包括支援センターの周知を図り、様々な問題解決に努めます。関係機関との連携のもと、ネットワークを広げ、問題解決に努めます。</p> <p>◆家庭児童相談室の周知を図るとともに、相談しやすい環境を整備し、問題解決に努めます。</p>
③	身近な場所での 相談体制の構築	<p>◆民生委員・児童委員の活動の周知により、地域の中のちょっとした悩みでも気軽に相談できる体制づくりを構築します。</p> <p>◆また、民生委員・児童委員は地域包括支援センターの相談協力員であり、今後も相互連携の強化に努めます。</p>

### 地域懇談会からの声

- ・成年後見制度や経済的な問題については地域包括支援センターが総合相談支援として、柔軟に対応している。
- ・障がい者相談支援事業所「そういん」、シルバー人材センター、社会福祉協議会の地域福祉事業、話し相手ボランティア等の活用。



## (5) 防犯・防災体制の構築

### 現状、課題と方向性

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機に、従来の災害に対する考え方や認識は一変しました。東海、東南海、南海地震をはじめとした災害に向けて、備えを整えておく必要があります。

本市では災害時要援護者台帳の整備を推進しており、災害時における迅速かつ適切な対応がとれるよう、災害時要援護者の適切な把握と、自主防災組織の構築や各種媒体により避難場所等の周知に努めています。

また、防犯体制においても、高齢者などをターゲットにした振り込め詐欺の被害をくい止めるための対策が必要です。地域による見守りや声かけ等による日頃からのつながりを強化し相互援助機能の向上を図るとともに、自主防犯活動団体の育成を推進していく必要があります。

### ○ 主な取組み

No.	取組み	内容
①	相互援助機能の向上	◆日々の地域活動や近所づきあいを通じて、近隣住民同士の交流を深めるとともに、プライバシーに配慮しつつ、要支援者や要配慮者の情報を把握し、相互援助機能を高めます。
②	災害時における充実した支援体制の構築	◆災害時要援護者支援、災害ボランティアセンターの設置を推進し、支援体制を整備します。また、災害の要支援者へ適切な援助を実施するため、災害ボランティアの育成を図ります。
③	防災意識の向上	◆情報誌Linkや市ホームページ、ケーブルテレビ等により、災害時における避難場所等の周知を図るとともに、日頃からの防災対策の啓発に努めます。
④	地域防災体制の構築	◆東日本大震災以降、自治会での防災意識が高まっています。防災資機材の整備助成等により、地域ぐるみでの自主防災組織活動をより一層支援します。
⑤	災害時要援護者の適切な把握	◆平成24年度よりいなべ市災害時要援護者登録制度をスタートさせ、災害が発生した時や災害の恐れがあるとき、支援が必要な高齢者や障がい者に対して、災害に関する情報の伝達や避難などの手助けが、地域の中で速やかに安全に行われるよう取り組んでいきます。 ◆災害時要援護者の把握を、関係機関の連携により、全地域における災害時要援護者の対象となる方の情報を抽出し、対象となる方の援護者登録することの意志確認を行い、登録を可とする方の情報をいなべ市要援護者台帳に登録します。

No.	取組み	内容
⑥	地域住民の実態把握の推進	◆地域における住民同士のつながりの保持のため、民生委員との連携による情報収集、日頃の相談支援活動を通じた高齢者のニーズの把握等、地域の実態把握を推進します。
⑦	防犯対策の推進	◆高齢者等を狙う悪質な訪問販売や振り込め詐欺の被害を防ぐため、地域に出向いての講座開催、広報誌面を使った注意喚起を行います。また被害が発見された場合は、早急に警察や消費生活センターなど関係機関と連携し、被害の最小化と再発防止に努めます。
⑧	地域自主防犯活動への支援	◆地域の自主パトロール活動や老人クラブによる、登下校の見守り活動などを市内に広め、安全安心なまちづくりを支援します。



### 地域のHERO消防団～こんなところがいなべブランド～



常に新しい団員が加入し活力溢れる「いなべ市消防団」。地元企業と地域が人材発掘に協力し、地域を守る消防団を支えています。火災だけでなく土砂災害、山岳救助、市民への防災訓練や啓発でも活躍。地道な訓練と高い統率力により三重県操法大会で優勝し全国操法大会に出場しました。



### 地域懇談会からの声

- ・員弁町内で盗難が頻繁に発生していて、地域ぐるみの防犯体制が薄くなっている。
- ・災害時要援護者制度で横のつながり（各種団体との）関係を密にして欲しい。
- ・年に1回～2回訓練が実施されるが区民の参加が少なく、災害に対する認識が薄い。
- ・現在みえ防災コーディネーターで防災士の仲間といなべ自主防災立ち上げ準備中。



## (6) 権利擁護の推進

### ■ 現状、課題と方向性

現在、高齢者等を狙った悪質な犯罪や、高齢者や障がいのある人、子どもへの虐待が社会問題として捉えられています。本市では、成年後見制度や日常生活自立支援事業を推進し、全ての人が安心して生活を送ることができるよう支援しています。また、それらの制度を有効に活用できるよう働きかけを行っています。

いなべ市要支援児（者）支援対策地域協議会の事務局として、虐待予防、DV相談等の啓発を行っています。虐待、DVの予防や早期発見のために同協議会の構成員の意識を高め、さらに地域住民への周知徹底を図ることが必要です。また、保健師の新生児訪問や転入児訪問を通じて、赤ちゃんに対する気持ちや家庭内の様子を把握することで育児不安や虐待・DVの可能性のある家族の早期発見を行ない、ケースにより関係機関との連携により訪問による支援や、場合により医療機関につなげる支援を行なっています。

相談機関を知らない、制度を知らないという人に向けて、さらなる地域資源の有効活用を図るため、制度や相談機関の周知・啓発に努めます。

### ○ 主な取組み

No.	取組み	内容
①	成年後見制度等の啓発と利用者への支援	<ul style="list-style-type: none"><li>◆利用者が安心して自分の望む生活が出来るよう、成年後見制度の広報周知を行います。また、社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業を実施しているほか、後見人がいない利用者へは、法人後見事業を実施しています。</li><li>◆利用者それぞれのニーズに応じたサービス調整が行えるよう、居宅介護支援事業所やサービス事業所、医療機関等との連携を図ります。また多問題を抱えた世帯や身寄りのない世帯については、成年後見制度をはじめとした有効な制度を円滑に活用できるよう、働きかけを実施します。</li></ul>
②	虐待・DVの早期発見・予防	<ul style="list-style-type: none"><li>◆虐待やDVを早期発見・予防できるよう、要支援児（者）支援対策地域協議会の構成員の検討、会議の内容、回数の見直しとともに、相談支援体制の充実、関係機関との連携強化に努めます。</li><li>◆育児不安等を軽減し、地域社会との交流の機会をつくるため、乳児・一歳児訪問等を実施し、子育て支援事業の充実を図ります。</li><li>◆虐待はしてはいけないこと、虐待を放置してはいけないことを地域住民に啓発し、通報が寄せられた場合は関係機関との連携による迅速な対応により、本人の安全の確保と被害の防止対策に努めます。</li></ul>

No.	取組み	内容
③	認知症対策の推進	<p>◆認知症の人々を支援する体制づくりのため、地域に住む小学生から高齢者までの各世代の認知症サポーター及びキャラバン・メイトを推進します。</p> <p>◆見守りネットワーク（徘徊SOSネットワーク）を促進し、地域福祉・地域力の向上を図ります。</p> <p>◆認知症に関する地域への周知啓発を継続することにより、認知症の人が安心して地域で暮らせるように、あらゆる世代への知識の定着を図ります。また地域の医療機関や認知症疾患医療センター（東員病院）との連携強化により、認知症の予防と早期発見、重度化予防を図るとともに、医療と介護の連携を強化します。</p>
④	人権に関する相談機関の推進	<p>◆幅広く人権に関する相談に対応できるよう、人権擁護委員による人権相談を継続して実施し、各種相談機関との連携を強化します。</p>

### 地域懇談会からの声

- ・家族・利用者・医療・福祉の連携の強化が必要。（認知症に関する理解を深めることは今後も必要）
- ・高齢者に対する虐待・DVが秘かにある。自分の家庭のことはボランティアの人にも言わない。
- ・深刻な障がい者相談はまだない。事件性があれば警察に届けることもある。SOSミニレターの取組みには反響が来ている。



### 3. 安心して生活できる環境づくり

#### (1) 健康づくりの推進

##### 現状、課題と方向性

わが国の平均寿命は世界最高の水準にありますが、がん・脳卒中・心臓病・糖尿病等の生活習慣病が増加しています。また、高齢化の進展とともに認知症や寝たきりなどの要介護状態になる可能性が高くなり、医療費・介護保険料の上昇が課題となっています。

本市においては、健康増進事業により、定期的な運動を行ない、体力の維持及び向上を図り、生活習慣病の予防に努めています。また、委託事業により、健康づくりのシステム化を実施しています。参加者のほとんどが高齢者であるため、働き盛りの中年層の参加を促すことが必要です。

今後も市民が自分らしくいきいきと暮らすために、健康づくりを推進し、さまざまな機会において健康づくりの必要性と、健（検）診などの重要性についての周知啓発を図ります。

##### ○ 主な取組み

No.	取組み	内容
①	健康の保持・増進のための支援	◆市民の参加できるイベントや教室などの参加できる機会に健康づくりのプログラムを推進します。 ◆がん検診や健（検）診により、がんや糖尿病等の生活習慣病の早期発見・早期治療に努めます。また、検診での結果に基づき、食習慣や生活習慣の予防または改善を図るため、保健師・栄養士から指導を実施します。



##### 検診、発見、元気なからだ～こんなところが“いなべブランド”



市民の皆様の高い健康意識と、忘れずに、いつでも、どこでも、必ず検診できるきめ細やかなサービスにより、平成21年度がん検診受診率三重県1位（乳がん、子宮がん、胃がん、肺がん）と同2位（大腸がん）。市民の皆様の健康増進に大きく貢献しています。

##### ■ 2009年度三重県内市町がん検診受診率 三重県がん対策推進協議会

	乳がん	子宮がん	大腸がん	胃がん	肺がん
1位	いなべ市	いなべ市	伊勢市	いなべ市	いなべ市
	44.5%	56.3%	35.3%	27.0%	35.3%
2位	津市	桑名市	いなべ市	亀山市	津市
	23.7%	29.9%	33.2%	18.0%	32.7%
3位	鳥羽市	伊勢市	津市	松阪市	伊勢市
	21.6%	25.8%	30.1%	14.5%	29.7%
全国平均	16.3%	21.0%	16.5%	10.1%	17.8%
県平均	14.0%	19.0%	18.2%	7.7%	18.2%

## (2) 日常生活への支援

### 現状、課題と方向性

子ども達や高齢者、障がいのある人、全ての人が自分らしくいきいきと、それぞれの能力を活かしながら、就労や趣味、地域活動、ボランティア、スポーツ・レクリエーションなど、さまざまな活動に参加できる環境づくりが必要です。

本市では、福祉バス「アイバス」が運行されており、通院や買い物が困難な方等に重要な外出手段として利用されていますが、不特定多数の人が利用する公的な施設が、だれにとっても使いやすく快適なものとなるよう、バリアフリー化を推進するとともに、より多くの人が安全で快適に利用できるユニバーサルデザインをまちづくりに取り入れ、すべての人が活動しやすい生活環境の整備を進めることができます。

また、近年社会問題として捉えられている自殺対策も継続して推進し、三重県自殺対策情報センターとの協働のもと自殺予防に取組みます。

### ○ 主な取組み

No.	取組み	内容
①	移動手段の確保	◆高齢者や障がいのある人等、交通手段に不便だと感じている方が、自由に行動するために福祉バス「アイバス」のさらなる充実を図ります。
②	生活環境の整備	◆全ての人が快適に生活を送ることができるよう、公的な施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進し、安全で活動しやすい生活環境を整備します。 ◆平成24年度に三重県が導入を検討するパーキングパーミット制度について、積極的に検討します。
③	地域における自殺対策力の強化	◆平成21年度から自殺対策、自死遺族への支援を行っており、今後も継続して実施します。 ◆平成23年4月から三重県こころのセンター内に、「三重県自殺対策情報センター」を開設し、個別相談、自死遺族の集い（わかちあいの会）を開催しています。

### 地域懇談会からの声

- ・(福祉バスの) 停留所まで遠いので、利用できない人もいるので、停留所（およびルート）を増やしてほしい。
- ・隣接町（たとへば菰野町）の福祉バスとリンク（つながる）するようにできたら利便性が増すのではないか。



### (3) 福祉サービスの充実

#### 現状、課題と方向性

地域に暮らす全ての人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、福祉サービスの充実が必要です。

本市では、公的なサービスのみならず、会員同士の相互扶助組織であるファミリー・サポート・センター やボランティア団体等の福祉活動も盛んに行われており、こういった市民自身が参加できる福祉サービスの一層の促進を図ることも重要です。

また、地域住民へのサービス充実のため、各窓口でワンストップサービスに努めるとともに、途切れのない支援を行うため、保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関が連携を図り、福祉に関する情報を共有化し、本市独自の支援体制の確立を図っています。

福祉サービスの質向上によるサービス内容の変化に対応し、利用者が安心して希望するサービスを受けられるよう、ニーズに合ったサービス計画を樹立するための相談支援の充実に努めます。

#### ○ 主な取組み

No.	取組み	内容
①	社会資源の適切な把握と異業種間連携の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>◆地域住民が在宅で安心していつまでも生活できるよう、適切なニーズの把握、社会資源の充実に努め、在宅サービスの充実を図ります。</li><li>◆民生委員との連携を強化するとともに、その他の団体と民生委員など、異業種間の連携や情報交換の支援を実施します。</li></ul>
②	子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>◆子育てに関する様々な課題に対応するため、ファミリー・サポート・センター事業や子育て応援団等の充実に努め、地域で安心して子育てができる環境づくりを構築します。</li><li>◆巡回相談、巡回研修、特別支援コーディネーターの設置、個別療育、小集団指導教室など、児童や保護者を支援する態勢と保育要録・ハピネスファイル（相談支援ファイル）の導入など、保護者を含む関係者が情報を共有し引き継ぐ態勢ができ、母子保健から就労に至るまでの支援システムの充実を図ります。</li></ul>
③	障がい福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>◆障がいのある人の社会参加を支援するために、地域の繋がりを深め、日常生活支援や地域交流活動を実施します。</li><li>◆保健・医療・福祉・教育の関係機関が連携し、発達障がい児を含む、社会性の発達に課題がある児童の支援を推進します。</li></ul>

No.	取組み	内容
④	高齢者福祉の充実	<p>◆居宅介護支援事業所、及びケアマネジャーとの連携により、その人それぞれのニーズに合った介護サービスが提供されるよう、適正なケアマネジメント支援体制の充実に努めます。</p> <p>◆市民に対して質の高い介護サービスが提供できるよう、居宅介護支援事業所やサービス事業所との連携会議等を通じて、法改正等の最新情報の伝達や社会資源の情報提供など、サービス利用を希望する者の自由な選択と結果の満足が得られるよう体制の充実を目指します。</p> <p>◆福祉サービスの健全な運営、利用者が適切な選択を行うことができるよう、客観的な情報提供としての第三者評価制度の普及・促進を図ります。</p>



### どこでも子育て応援団～こんなところが“いなべブランド～



満2歳までに全ての親子に2回の絵本の読み聞かせや、1歳の誕生日に手型足型セットのプレゼント訪問などで保育士が3回面談し、子育て家庭の孤立化を防ぎます。常設の子育て支援センター6箇所に加え、様々な出前メニューが自慢。保育士が地域へ積極的に出向いて子育て支援する日本で唯一！子育て支援専用軽自動車（キャンピングカー仕様）「おでかけGO（号）」は、人と人をつなぎ子育ての輪を広げる強力なツールです。



### 「からだ」も「地域」も元気！～こんなところが“いなべブランド～



健康増進と介護予防を目的に、体操を自治会の集会所などで実施。参加者は運動習慣によって体も心も健康になり、地域活動にも積極的に参加するようになって地域を元気にしています。所定の研修を受けた「元気リーダー」が指導者となり、地域の中で「元気づくりシステム」を広げています。医療費を抑えながら元気な生活が送れる仕組みが高く評価され、日本公衆衛生学会やNHKなどで紹介されています。



## 第2章 計画の推進体制

### 1. 市民、関係団体、事業者、行政等の協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は地域で生活している市民自身です。誰もが住み慣れた地域でいきいきと生活できる豊かな地域社会を実現させていくには、「行政」、「関係団体」「事業所」「市民」などの地域の担い手が個々に活動するだけではなく、それらが協働した取組みを行うことが重要です。

一方で、生活課題の複雑化・多様化しており、少子高齢化の進行や地域のつながりの希薄化、防災・防犯対策などの多くの課題が存在しています。

これらの数多くの課題に対応するため、地域の担い手の役割を次のように示すとともに、行政における関連計画との整合性を図り、計画を推進します。

#### (1) 市民、ボランティア、NPOの役割

市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域への関心を持ち、地域の担い手として、地域に向き合うことが必要です。

また、地域の問題を自ら解決していくよう、積極的に声かけやあいさつ、見守りなど日常的な近隣同士の交流を行うとともに、地域行事やボランティア・NPO 活動などに積極的に参加していくことが求められています。

#### (2) 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、地域の人々が自立して暮らすため、見守り活動をはじめとしたさまざまな支援を行うとともに、安心して暮らせるまちづくりを進めるという役割を持っています。

また、「社会福祉に関する活動を行う者」として、市民と事業者、市民と関係団体、市民と行政とを繋ぎ、地域福祉の推進に努めることが期待されています。

### (3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられ、地域福祉を推進していくことを使命とし、だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。

そのため、行政との協働のもと今回の計画の推進役を担うとともに、平成21年7月に策定した「地域福祉活動計画」のより一層、推進していくことが必要です。

また、市民や関係機関や関係団体、行政等との調整役として大きな役割を担うことが期待されています。

### (4) 社会福祉事業者の役割

社会福祉事業者は、社会福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供、また、その他サービスや各事業者において連携強化に努め、より充実した社会福祉サービスに取り組むことが求められています。

また、福祉施設等にあたっては、ボランティア体験や地域のさまざまな人々との交流など、福祉教育の場としての役割が求められ、学校や地域などと協働し、地域福祉の拠点となることが期待されています。

### (5) 行政の役割

行政は市民の福祉の向上をめざし、福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。地域住民や関係団体等の自主的な取組みをさまざまな形で支援するため、住民自治組織、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、当事者団体、ボランティア団体、NPO等の関係機関・団体の役割をふまえながら、相互に連携・協力を図るとともに、国や県、近隣市町と積極的に情報交換を行い、地域の福祉活動を促進させるための支援を行っていくことが必要です。

### (6) 連携の機会

本市の地域福祉力の向上に向けて、地域福祉の担い手である各関係団体が連携を図り、より効果的に計画を推進することが重要です。

そのため、より多くの連携・交流の機会を創出するため、研修や講座等を通じて、連携強化を図ります。



III 資 料 編

# 1. 用語説明

用語	内 容
あ 行	
移送サービス	高齢者や障がいのある人が、通院・通所等で必要となる移動の際、利用できる搬送サービス。本市では、一般企業による地域貢献活動の一環として行われています。
NPO	NPO とは、Non Profit Organization の略。ボランティア団体や住民団体等、民間の営利を目的としない団体の総称として使われています。従来、これらの団体は、法人格を持たない任意団体として活動していましたが、特定非営利活動促進法（通称 NPO 法）の制定により、「特定非営利活動法人」という法人格を得ることができますようになりました。
か 行	
ガイドヘルパー	障がいのある人の社会参加を増進するため、単独で外出が困難な障がいのある人に外出時付き添うホームヘルパー。
協働	相互の立場や特性を認め、共通する課題の解決や社会的目的の実現に向けサービスを提供するなどの協力関係のことをいいます。
ケーブルテレビ	電波ではなく、ケーブル（通信線）を利用してテレビ番組などを送信するシステム、またはサービスのこと。今後放送だけでなく、テレビ電話、遠隔医療などへの利用も考えられており、新たなネットワークとして注目されています。
元気クラブいなべ	本市でのスポーツ振興、健康づくりのために活動する社団法人。「いなべ市元気づくり推進計画」と協働し、さまざまなサークル活動、健康イベントなどを実施しています。
権利擁護	社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がいのある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。
高齢者見守りネットワーク	高齢者の防犯や事故、孤独死などを防ぐため、地域で見守り支援するネットワーク。地域における施設、商店や病院などに協力を呼びかけ、自治体や消防団などの関係機関による連絡会議を実施して活動を推進しています。
コーディネート	複数の主体が関わる事業などが円滑に進むように、情報連携や業務の調整などをを行うことです。
コミュニティバス	路線バスとタクシーの間を埋める小型バスで、バス不便地域を運行する新しい乗り合いバスの総称。公共交通システムの輸送サービスとして期待されています。

用語	内容
<b>さ 行</b>	
サロン（ふれあいサロン・ミニサロン）	“サロン”とは、もともと「客間」「応接室」または「談話室」などの意味を持ち、「社交的な集まりの場」といった意味を持っています。本市では高齢者などが地域で団らん、娯楽、交流等で気軽に集える場所の名称として「ふれあいサロン」「ミニサロン」があります。
社会福祉協議会	社会福祉法に位置づけられており、一定の地域社会において、住民が主体となり、地域における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の、健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体です。市区町村社会福祉協議会では、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助等を行っています。通常、「社協」と呼ばれています。
社会福祉法	社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の推進などを図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律です。「社会福祉の基礎構造改革」に基づいて、平成12年に「社会福祉事業法」から「社会福祉法」へと改正されました。
障害者活動支援センター	障がいのある人の自立や社会参加を支援するための施設。ここでは、障がいのある人のための生活支援、交流活動などを行います。
障害者総合相談支援センター（そういん）	障害者自立支援法に基づき、障がい者（児）が安心して地域で暮らせるよう、福祉サービス利用の支援、地域での生活・就労の問題について、一緒に考えサポートすることを目的として、桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町及び三重県の委託により開設しました。
成年後見制度	認知症や知的障がい、精神障がいなどのために判断能力が不十分な人が、地域で安心して生活することができるよう支援する制度。介護保険サービスを利用する際の契約や不動産の売買契約、財産の管理などの法律行為を、家庭裁判所などにより選任された後見人等がご本人の意思を尊重し、契約などの法律行為の同意や代行などを行います。

用語	内容
<b>た 行</b>	
第三者評価	事業者でも利用者でもない第三者の多様な評価機関が、事業者と契約を締結し、専門的かつ客観的な立場から、福祉サービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメントの力等を評価することです。
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活を送ることができるための制度で、福祉サービスの利用手続きや利用料の支払いなどの援助や代行、日常的金銭管理サービスや書類等預かりサービスがあり、社会福祉協議会において実施されています。（平成19年度より、地域福祉権利擁護事業から名称変更）
地域包括支援センター	介護保険制度の改正で平成18年度より創設された、「地域支援事業」や「新予防給付」などの総合的なケアマネジメントを担う中核機関。センターには、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーの3つの職種の人材を配置する必要があり、この3職種の間で連携しながら地域全体の包括的、継続的な支援・管理体制を築いていくこととなります。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	夫やパートナーから女性に対してふるわれる身体的・心理的暴力のこと。別れた夫や交際中の恋人からの暴力もDVに含まれます。
<b>な 行</b>	
ニーズ・福祉ニーズ	福祉に関する要求・需要のこと。
ネットワーク	本来は、テレビ・ラジオなどの放送網・通信網のこと。一般的には、同じ目的によってつながる網状のしくみ・組織のことをいいます。
<b>は 行</b>	
バリアフリー	社会参加の障壁となる物理的な環境を改善し（段差の解消、手すりの設置など）、障がい、年齢、性別に関係なく、すべての人の社会参加を可能とすること。また、精神的な障壁がないことも含んでいます。
ファミリー・サポート・センター	地域において、育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者を組織化し、地域において会員同士が育児に関する相互援助活動を行うことにより、労働者が仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を目的とする事業です。
ボランティアセンター	住みやすい地域、ゆとりある福祉社会づくりをめざして、市民の方が「ボランティア」というものを理解していただけるように活動する機関です。本市では、ボランティア活動・市民活動への参加を呼びかけ、その活動を推進し、充実させるお手伝いをしています。

用語	内容
<b>ま 行</b>	
民生委員・児童委員	民生委員制度は民生委員法に基づき委嘱された者が、地域住民から社会福祉に関わる相談を受け、支援を行う制度です。民生委員は、市区町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者を都道府県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱します。民生委員は、住民が地域で安心して自立した生活が送れるように、地域の住民と行政や社会福祉施設等をつなぐパイプ役として活動しています。また、民生委員は、児童福祉法に基づいた児童委員も兼務します。
ミニサロン	※「サ行 サロン」参照。
<b>や 行</b>	
ユニバーサルデザイン	ユニバーサルデザインとは、ユニバーサルニ普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいいます。
要約筆記	聴覚に障がいのある人のために、話の内容を書いて伝える筆記通訳のこと。話の要点を掴み、要約しながら分かりやすく伝えることが求められます。

## 本市におけるボランティアセンター

### **■ボランティアセンターの役割**

#### ・相談、援助、支援

ボランティア活動をしたい方や、依頼したい方の相談に応じ、適切な活動と一緒に考え、探しています。

また活動している方やグループの支援をしています。

#### ・情報の収集、提供

市内の施設や団体、グループからの情報や活動に必要な情報を収集して社協だよりなどでお知らせします。

#### ・研修会等の実施

より多くの方にボランティア活動を理解していただくために教室や講習会を実施しています。

#### ・連絡調整

ボランティア活動の円滑化のため、施設や活動団体、学校などの連絡調整をおこなっています。

#### ・保険の受付業務

ボランティア活動保険の加入手続きに関する窓口業務をしています。

送迎サービス補償や行事用保険などのご案内もしています。

### **■問い合わせ先**

いなべ市社会福祉協議会 北勢支所 地域福祉課地域福祉推進担当

TEL 72-7788

---

発行年月：平成 24 年 3 月

発行：いなべ市福祉部人権福祉課

〒511-0292 三重県いなべ市大安町大井田 2705 番地

TEL 0594-78-3563

FAX 0594-78-1114

---

ホームページ：<http://www.city.inabe.mie.jp/>

---